

周防大島町告示第81号

令和2年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年6月2日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 令和2年6月9日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

小田 貞利君

新山 玄雄君

久保 雅己君

尾元 武君

荒川 政義君

○6月23日に応招した議員

○6月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和2年6月9日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 令和元年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 同意第1号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 同意第2号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第3号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第4号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第5号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第6号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第7号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第8号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第9号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第10号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第11号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第12号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第13号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第14号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(質疑・討論・採決)
- 日程第22 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(質疑・討論・採決)
- 日程第23 議案第3号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)

- 日程第24 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について
日程第25 議案第5号 字の区域の変更について
日程第26 議案第6号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第27 議案第7号 周防大島町税条例等の一部改正について
日程第28 議案第8号 周防大島町税条例の一部改正について
日程第29 議案第9号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
日程第30 議案第10号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第31 議案第11号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告並びに議案の説明
日程第5 報告第1号 令和元年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
日程第7 同意第1号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9 同意第3号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10 同意第4号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 同意第5号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12 同意第6号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13 同意第7号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14 同意第8号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15 同意第9号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第16 同意第10号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17 同意第11号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18 同意第12号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第19 同意第13号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第20 同意第14号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8 同意第2号 周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第21 議案第1号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）

- 日程第22 議案第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・討論・採決）
- 日程第23 議案第3号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・
討論・採決）
- 日程第24 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第25 議案第5号 字の区域の変更について
- 日程第26 議案第6号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第7号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第28 議案第8号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第29 議案第9号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第30 議案第10号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第11号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について

出席議員（13名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
12番 久保 雅己君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君 代表監査委員…………… 西本 克也君

副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	大下 崇生君
産業建設部長	中村 光宏君	健康福祉部長	近藤 晃君
環境生活部長	伊藤 和也君	統括総合支所長	山本 勲君
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
教育次長	永田 広幸君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	藤本 倫夫君
農林課長	瀬川 洋介君	商工観光課長	松村 浩君
教育委員会総務課長	木谷 学君	社会教育課長	辻田 建一君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により3番、吉村忍議員、4番、砂田雅一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は去る6月2日開催の議会運営委員会において、協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月24日までの16日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月24日までの16日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年3月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

はじめに、昨年より準備を進めてまいりました、ペーパーレス会議システムの導入につきましては、4月10日から議員各位へタブレット端末が貸与されることとなり、本格運用が始まりました。

日頃からの政務活動はもちろんのこと、私たち議員が、電子化された多くの情報を共有し、それを提供できることは、町民の皆様方のお役に立てるものと考えておりますので、議員各位におかれましては、研さんを重ね、有効に活用されるようお願いするものであります。

続きまして、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より、例月現金出納検査（3月・4月・5月実施分）と定期監査（3月・4月・5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、昨年12月、中国の湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルスは全世界に感染が拡大し、4月7日、7都道府県に発令された緊急事態宣言は、同月16日には全都道府県へと拡大、その後、5月25日に全面解除されるまでの1か月半、人の動きは大きく制限され、特に宿泊業や飲食店への影響は大きく、休業要請や営業の自粛を余儀なくされるなど、国内の経済活動は戦後最大級とも言うべき危機的な状態に陥っております。

そのような中、4月30日、国は117兆円の事業規模で緊急経済対策を講じるとし、1. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、2. 雇用の維持と事業の継続、3. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、4. 強靱な経済構造の構築、5. 今後への備えについて、大型補正予算を可決・成立させ、先月27日に閣議決定された第2次補正予算（案）では、1. 自粛要請で業績を落として苦慮している中小企業等への支援、2. ひとり親家庭への支援、3. 医療・介護従事者への慰労金の支給、4. 持続化給付金の対象拡大、5. 地方創生臨時交付金の増額などが盛り込まれ、1次補正と合わせた事業規模の総額は230兆円を超え、国内総生産GDPの4割に相当する空前絶後の規模で、世界最大の対策により、日本経済を守り抜くとし、第2次補正予算案は、昨日から国会での審議が始まりました。

本町議会においても、4月23日に開催された、地域活性化・害獣対策特別委員会には、周防大島町商工会及び周防大島観光協会から御出席を賜り、現場の切なる思いと、多くの貴重な御意見・御提案を頂き、ここに改めてお礼を申し上げる次第であります。

企業活動の停滞や雇用情勢の悪化は、消費者の購買動向にも大きな影響を与えており、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了に伴い、政府は、外出自粛の段階的緩和の目安を発表しましたが、感染の拡大は収束には至っておらず、第2波の訪れを見据えた対策は喫緊の課題であり、まだまだ予断を許さない状況にあります。

我々は、時機を逸することなく臨機応変かつ迅速に対応し、多大な被害を被っている方々への

支援を行い、収束後の復興についても、大きな課題が山積していると認識しておりますので、今後も引き続き、議会も執行部とともに鋭意努力、邁進してまいりたいと考えております。

また、行政改革等特別委員会におきましては、合併前の旧4町の形態を引き継いできた、総合支所をはじめとする役場の機構、赤字経営が続く指定管理施設の問題、また、類似施設が混在する公共施設の適正な維持管理や遊休施設のあり方等について、議会として早急に改革の方向性を取りまとめ、執行部に対し提言すべきであると考えますので、効率的かつ、より良い方向に向けて、今後とも議論・検討を重ねていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、陳情・要望については、受理したものはございません。

続いて、系統議長会関係について、報告をいたします。

令和2年5月25日、東京国際フォーラムで開催予定であった、全国町村議会議長・副議長研修会には、尾元副議長と私、荒川が。また、翌26日の都道府県会長会、全国町村議会議員共済会代議員会、互助会代議員会、全国町村議員会館評議員会、そして、27日の春の園遊会につきましては、山口県町議会議長会を代表して、私、荒川が出席する予定でございましたが、いずれも開催は中止となりました。新型コロナウイルスの感染拡大は、系統議長会へも大きな影を落としているところであります。

また、柳井地区広域市町議会議長会関係では、5月1日の定期総会において、令和元年度の事業報告及び収支決算並びに本年度の予算（案）を審議し、加えて、議員研修会の日程等についても協議がなされる予定でありましたが、定期総会で審議すべき議案については、書面表決により可決されましたので、ここに御報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から、行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。本日は、令和2年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、4件の行政報告をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症への対応等についてでございますが、1件目でございますが、新型コロナウイルス感染症関連の情報につきましては、既に新聞やテレビ等で連日報道されておりますが、本町では、2月27日に周防大島町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、現在まで9回の対策本部を開催をいたしております。

対策本部会議では、感染症予防対策、陽性者が確認された場合の対応方針、町独自の経済対策や町立の学校、公共施設等への対応など、新型コロナウイルス感染症に関する様々な対応等についての協議を行ってまいりました。

国においては、4月16日から全ての都道府県に緊急事態宣言が発令されておりましたが、5月14日に山口県を含む39県で緊急事態宣言が解除され、5月21日には、京都府、大阪府、兵庫県が、そして、5月25日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。

山口県におきましては、現在、爆発的な感染拡大は抑止されており、本町においては、新型コロナウイルス感染者は発生していない状況でございます。

これは、町民の皆様、そして議員の皆様をはじめ、多くの事業者の方々の御理解、御協力、そして教育現場や医療介護福祉施設等の関係の皆様御努力、御尽力によるものと深く感謝を致すところであります。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策や新型コロナウイルスによって影響を受けておられる方々や事業者への支援を盛り込んだ補正予算を先の臨時会で御議決を賜りましたが、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算案を計上させていただいております。

今後も非常に厳しい財政状況ではございますが、できる限りの感染対策や支援策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波にも備えていかなければならないと考えており、引き続き、町民の健康と安全を守ることを最優先として、町民の皆さん方と一丸となって、本町において新型コロナウイルスを発生させないための対策等を講じてまいりますので、議員各位におかれましても引き続き、御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、2件目は、米軍岩国基地周辺における令和元年度の航空機騒音の状況について、御報告をさせていただきます。

本年3月に、空母艦載機の移駐が完了して丸2年が経過したことから、山口県の基地関係区市町連絡協議会において、令和元年度の騒音の検証が整理されたところでございます。

今回の検証によりますと、令和元年度は、平成30年度、これは移駐完了後の初年度でございますが、令和元年度と同様に4月と5月にW値が高くなったことに加えまして、9月及び11月から2月もW値が高くなってきております。

その要因といたしましては、4月と5月は、FCLP、空母艦載機の着陸訓練でございますが、この前後の訓練とか、またCQ、空母着艦資格の取得訓練でございますが、これらの実施等の影響と考えられ、また9月には、年内2回目のCQが実施されたことから、W値が高く、10月末

には艦載機が岩国に帰還し、その運用の影響により、11月から2月にかけてのW値は4月、5月とほぼ同じレベルの高い値を記録いたしております。

次に、過去の測定地等との比較でございますが、はじめに平成30年度とでは、先ほど申し上げましたとおり、艦載機の岩国での滞在期間が長いことやCQが2回実施されたことなどから、7割以上の測定地点でW値が増加をいたしております。

地域別で申し上げますと、基地の西側・南東側などの測定地点のW値が減少する一方、基地の北側・北東側の飛行ルート近辺で増加しているとの結果でございます。

次に、移駐開始前、開始前というのは平成24年度から28年度の平均でございますが、これとの比較になりますと、約8割の測定地点、8割というのは23地点中18地点でございますが、この8割の測定地点でW値が増加しており、中でも基地滑走路近くの西側・北西側で増加をいたしているという結果が出ております。

最後に、移駐判断時の検証結果との比較でございますが、令和元年度の年間W値は、移駐の判断基準としていた沖合移設前のW値と比べると9割の測定地点、9割というのは10地点中9地点でございますが、この9割の測定地点で下回るとともに、騒音予測コンターのW値と比べても、約9割、ここの9割というのは26地点中23地点のことでございますが、約9割で下回っており、当初の予測の範囲内であると確認をいたしているところであります。

しかしながら、本町では平成30年度に89件、令和元年度には106件の騒音に対する苦情が寄せられ、航空機騒音は住民生活に大きな影響を及ぼしていると認識しております。

今後も引き続き、騒音軽減対策の推進、住民の不安解消に向けた措置の実施等、県及び関係市町と連携をし、国に対して強く求め、町民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、3件目でございますが、日良居保育所の民営化について御報告をいたします。

日良居保育所は、平成24年度から、NPO法人しらとり会を指定管理者として運営をいたしておりますが、今年度9年目を迎え、指定管理期間も今年度末で終了するという事となっております。

日良居保育所は、指定管理に移行することによって、町立保育所では実施できない延長保育も実施いたしております、既に私立と同等の保育を行っております。

また、指定管理に移行する際は、入園児童数も定員30名のところ15名程度を見込んでおりましたが、当初より定数を満たしており、経営状況も黒字が続いていることから、民営化に向け準備を進めておるところであります。

日良居保育所の土地は、白鳥八幡宮所有のもので、建物は町所有のものでありますが、建設から40年が経過しておりまして、劣化度調査費を本定例会に上程をさせていただいております。

今年2月には、NPO法人しらとり会の理事会及び保護者の承諾も受けておりました、今後のスケジュールといたしましては、劣化度調査の後に、修理の程度と改修・補修ということについて、指定管理者のほうと協議をしていきたいと思っております。

その後に、県へ認可変更申請、そして条例廃止を行う予定といたしておりますので、御理解を頂きますように、よろしく願いいたします。

最後に、令和元年度周防大島町各会計決算見込みについて、御報告をいたします。

令和元年度の一般会計及び病院事業特別会計、水道事業特別会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。

また、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計の3会計につきましては、本年度4月からの下水道事業の地方公営企業法適用に伴いまして、3月末で打切決算とし、公営企業会計へ移行しているところであります。

いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は4億90万円で、約4億円の黒字が見込まれているという状況にあります。

また、特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。これは、町民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

現在は、決算書の調整作業を進めておりました、病院事業特別会計等の企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告させていただく予定といたしております。

以上、行政報告を4件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、報告案件2件、選任同意に関するもの14件、補正予算に関するもの3件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更に関するものそれぞれ1件、条例の制定及び改正に関するもの6件であります。

報告第1号は、令和元年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、公用車に係る物損事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

同意第1号から第14号までは、周防大島町農業委員会の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号は、令和2年度一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算に1億3,992万9,000円を追加し、予算の総額を157億6,259万8,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に100万円を追加し、予算の総額を29億3,058万3,000円とするものでございます。

議案第3号は、令和2年度病院事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

業務の予定量のほか、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第4号及び議案第5号は、県道大島環状線道路改良事業により、県道大島環状線地先に埋め立てられた土地の確認と、それに伴う字の区域の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第6号は、周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る各種経済対策等の財源の一部とするため、まずは私と副町長及び教育長の月額給料をそれぞれ3か月分減額するというものであります。

議案第7号は、周防大島町税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第8号は、周防大島町税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に関連する地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第9号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第10号は、周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給の新設により、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことに伴いまして、所要の改正をするものであります。

議案第11号であります。周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当の支給の新設に伴い、所要の改正をするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

なお、地方自治法の規定によりまして、町が出資をいたしております社団法人東和ふるさとセ

ンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類と総会の資料をお手元に配付いたしておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げ、行政報告及び議案説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号令和元年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について及び日程第6、報告第2号損害賠償の額を定める専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 報告第1号令和元年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして、御議決いただきました令和元年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、お手元に配付のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額5億353万4,000円に対し、4億7,998万1,000円を、簡易水道事業特別会計は533万7,000円の限度額に対し、同額の533万7,000円を、下水道事業特別会計につきましては、5,571万円の繰越限度額に対し、同額の5,571万円をそれぞれ繰り越しております。事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので御高覧いただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号専決処分について御報告申し上げます。

令和2年2月26日に、周防大島町大字小松地内北石自治会ごみステーション付近において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、5月8日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

この事故が、令和2年2月26日、周防大島町大字小松地内北石自治会ごみステーション付近において、ごみの収集作業のため塵芥車を後退させた際、左後方を相手方所有の倉庫の屋根に接触させたものであります。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合がゼロ対10であることを確認し、町が相手方へ2万2,000円を賠償したものでございます。損害賠償の額は、既に一般財団法人全国自治協会から5月12日に全額支払いましたので、併せて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第 7. 同意第 1 号

日程第 9. 同意第 3 号

日程第 10. 同意第 4 号

日程第 11. 同意第 5 号

日程第 12. 同意第 6 号

日程第 13. 同意第 7 号

日程第 14. 同意第 8 号

日程第 15. 同意第 9 号

日程第 16. 同意第 10 号

日程第 17. 同意第 11 号

日程第 18. 同意第 12 号

日程第 19. 同意第 13 号

日程第 20. 同意第 14 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 7、同意第 1 号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて、及び日程第 9、同意第 3 号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意
を求めることについてから、日程第 20、同意第 14 号周防大島町農業委員会の委員の選任につ
き同意を求めることについてまでの 13 議案を一括上程し、これを議題とします。提出者の説明
を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第 1 号及び同意第 3 号から 14 号までの、周防大島町農業委員会の
委員の選任につき同意を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、平成 28 年 4 月 1 日より、農業委員の選
出方法が選挙から議会の同意を要件とする町長の任命制に変更され、現在の農業委員は令和 2 年
7 月 19 日をもって任期満了となります。このため、本年 1 月号の町広報紙や町公式ホームペー
ジ等の掲載によりまして周知をし、農業委員の募集を行いました。

そして、応募のあった 14 名の応募者につきまして、令和 2 年 3 月 26 日に周防大島町農業委
員会候補者評価委員会を開催して評価を行い、同委員会から農業委員として適任との意見を付し
て答申をされたところであります。

つきましては、以上のような農業委員の選任手続を踏まえ、農業委員会等に関する法律第 8 条
第 1 項の規定に基づき、議会において候補者の同意を求めるものであり、令和 2 年 7 月 19 日をも
って、定数 14 名、現委員 14 名は任期満了となることから、同年 7 月 20 日から 3 年間の任
期とする、農業委員各候補者を議案書のとおり提案するものであります。

候補者の方々は、人格、識見ともに高く、特に認定農業者や農業従事者として長年の経験を有すると共に、各地域でのそれぞれの立場で御活躍をいただいております。詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示しをしてあるとおりでございます。

周防大島町農業委員会候補者評価委員会の答申を尊重し、13名の方々を周防大島町農業委員会委員に任命したいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

同意第1号及び同意第3号から同意第14号までの説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 町長、ちょっと暫時休憩します。

午前10時05分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、星出栄一氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、星出栄一氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第3号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、袴田光夫氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、袴田光夫氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第4号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、安本貞敏氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、安本貞敏氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第5号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、廣岡隆義氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、廣岡隆義氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第6号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、中原賢氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中原賢氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第7号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、角井雅之の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、角井雅之氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第8号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、宮本平氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、宮本平氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第9号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、瀨川一郎氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、瀨川一郎氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第10号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、小柳貴史氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、小柳貴史氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第11号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、沖村和哉氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、沖村和哉氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第12号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、宮城恵子氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、宮城恵子氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第13号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、川地守氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、川地守氏の選任について、同意することに決定しました。

次に、同意第14号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、大谷正樹氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、大谷正樹氏の選任について、同意することに決定しました。

日程第8. 同意第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、同意第2号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、田中議員の退場を求めます。

〔5番 田中 豊文君 退場〕

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第2号の周防大島町農業委員会の委員の選任につき、同意を求めることについて補足説明を行います。

先ほど補足説明をいたしました農業委員の選任手続を踏まえ、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会において候補者の同意を求めるものでありますが、令和2年7月20日から3年間を任期とする農業委員候補者を議案書のとおり提案するものであります。

候補者の田中豊文氏は、人格、識見ともに高く、現在周防大島町議会議員及び行政書士のお立場で御活躍をいただいております。

詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示ししてあるとおりでございます。

周防大島町農業委員候補者評価委員会の答申を尊重し、田中豊文氏を周防大島町農業委員会委員に任命したいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第2号周防大島町農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて田中豊文氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、田中豊文氏の選任について同意することに決定しました。田中議員の入場を許します。

〔5番 田中 豊文君 入場〕

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

.....

午前10時29分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第2 1. 議案第1号

日程第2 2. 議案第2号

日程第2 3. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第2 1、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から日程第2 3、議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1億3,992万9,000円を追加し、予算の総額を157億6,259万8,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、第3弾となる対策事業を中心

とした予算編成をいたしております。

事項別明細書によりその概要等を御説明いたします。

事項別明細書の11ページをお願いいたします。

歳入の、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策補正予算に含まれる、1兆円の自治体向け臨時交付金として、本町分の交付限度額1億2,549万5,000円の計上であります。

2目民生費国庫補助金は、児童手当における社会保障・税番号制度情報連携に係るシステム改修に必要な経費に対し補助されます、子ども・子育て支援事業費補助金66万円の計上であります。

同じく、7目教育費国庫補助金は、GIGAスクール構想において準備をいたします、iPadの購入経費等に対しての補助金1,206万円を計上いたしております。

18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金920万9,000円を取り崩して財源調整をしようとするものでございます。

20款諸収入4項雑入1目学校給食収入につきましては、小中学校の給食費を5月から12月までとなります、2学期までの8か月分を無償化とすることによる、保護者負担分の減少額2,289万1,000円の減額計上であります。

2目雑入では、コミュニティセンターの建設に係る助成事業に対し、交付される自治宝くじ助成金1,500万円と、学校の臨時休業により不用となった給食の賄い材料に係る違約金に対し、全国学校給食会連合会から交付される補助金39万6,000円の計上であります。

次に、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所費は、久賀庁舎宿直室のテレビの購入費等を追加し、9目地域振興費では、和佐地区のコミュニティセンター建設に係る助成金1,500万円の計上であります。

また、5項統計調査費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、国勢調査に必要な調査区要図等の作成を新たに外部委託とするための予算の組替えであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、3月末に急遽退職した職員の補充のため、会計年度任用職員1名の任用に係る経費175万7,000円を計上するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、日良居保育所の民営化に向けた準備のため、建物の劣化度等危険な箇所を調査するための業務委託料50万円を追加し、2目児童措置費では、児童手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携の推進を図るためのシステム改修費用99万円の計上であります。

14ページをお願いいたします。

4款衛生費では、1項保健衛生費1目保健衛生総務費に、今年度出産または母子手帳の交付を受けた妊婦に対し、一律10万円の応援給付金を支給する妊婦応援給付金事業として600万円の計上を、3目環境衛生総務費では、新型コロナウイルス感染症の予防対策に取り組み、事業の継続をしていただいている、一般廃棄物収集運搬業や処理施設等の社会生活維持関連業務に従事する方々への応援給付金192万円を、それぞれ計上いたしております。

また、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が著しく困難となった花き生産農家に一律5万円の支援金を給付するため35万円の計上を、4目畜産費には、同じく今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が著しく困難となった畜産農家への一律5万円の支援をするため、60万円を計上するものであります。

15ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費では、商工業者の経営継続のため、中小企業庁が行う持続化給付金の給付を受けた事業者に対し、更に町がその給付額の10%分を、法人20万円、個人事業者10万円まで支援金として給付するための業務として6,082万9,000円の計上、雇用保険法の規定に基づき、支給された雇用調整助成金の受給者に対し、事業主負担部分の一部を、町が更に上限35万円までの支援するための経費1,050万円を計上いたしております。

また、町内の宿泊施設、飲食店で利用できる20%のプレミアムがついた宿泊飲食券を発行するため、宿泊飲食業応援事業として764万円の計上、町内の観光施設7施設に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために配置いたします、温度スクリーニングカメラ等の購入費用230万4,000円、以上、計8,127万3,000円の計上であります。

8款消防費1項消防費4目災害対策費では、避難所における感染予防用に配備をいたします、非接触型体温計と間仕切りセットの購入経費211万1,000円の計上であります。

16ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、GIGAスクール構想で令和3年度から5年度にかけて導入予定であった、小学校1年生から4年生、中学校2、3年生の端末、計268台を前倒しで購入するための経費1,368万円を計上しております。今回の購入により、端末の合計台数は630台となり、町内の小中学校全ての児童生徒に、1人1台端末の整備が完了することとなります。

また、学校教育支援事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策で臨時休校となった児童生徒の学習の遅れを取り戻すため、教職員経験者を全小中学校14校へ2名ずつ配置し、学習支援を行うための経費、GIGAスクール構想支援事業として、オンライン学習等をサポートするICT支援員確保のための経費や、Wi-Fi環境のない家庭の児童生徒に対し、モバイル

ルーターを貸し出し、学習の機会を確保する経費、小中学校に配布する消毒液や石けん、非接触型体温計の購入費用、学校給食がない期間、早めに下校する生徒が利用する町営渡船臨時便の借り上げ料等々、合わせて696万9,000円、事務局費合計2,064万9,000円の計上をいたしております。

17ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費では、社会教育及び社会体育施設へ配布する消毒液や非接触型体温計の購入費21万7,000円を計上し、3目図書館費では、大島、東和、橘の各図書館の会計年度任用職員の費用弁償に係る不足分を補正するものであります。

5項保健体育費1目保健体育総務費では、3月末に急遽退職した職員に対する補充に係る経費276万5,000円を計上するものであります。

18ページ、3目学校給食費は、夏季休業期間に小中学校の授業を行い、給食が必要となるため、調理業務委託料の追加分を各地区学校給食センター管理運営経費に計上するとともに、猛暑中の給食センター内を適正な温度に保つための空調機増設工事等の計上、学校の臨時休校により給食が不用となったため、収入が無くなった周防大島学校給食等野菜出荷連絡会への5万円の支援金を含め、合計480万1,000円の計上であります。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、新型コロナウイルス感染症対策として、町立病院の医療提供体制の拡充のため、温度スクリーニングカメラ等の配置に係る経費67万9,000円を計上し、病院事業特別会計に繰り出すものであります。

以上が、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 続きます、近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を行います。

このたびの補正は、条例の一部改正を上程させていただいておりますけれども、国民健康保険加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の新たな支給に伴う予算計上であります。

歳入においては、その保険給付に必要な財源として、10分の10の割合で県から全額交付されます保険給付費等交付金特別交付金の増額によるもの、また、歳出につきましては、新たな傷病手当金の支給に係る保険給付費の増額によるものでございます。

それでは、補正予算つづりの21ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,058万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

29ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、傷病手当金の支給に対する財政支援措置としての特別交付金100万円を増額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2款保険給付費6項傷病手当諸費1目傷病手当金は、給与の支払いを受けている被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者が、療養のため労務に服することができないとき、賃金に代わるものとして、申請に基づき支給する傷病手当金100万円を、新たに計上するものでございます。

以上が、令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

この予算は、新型コロナウイルス感染症に対する院内感染対策のため、補正しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、（9）の主要な建設改良事業について、新型コロナウイルス対策のため、東和病院、橘医院、大島病院に温度スクリーニングカメラを1台ずつ設置する費用として68万1,000円増額補正し、合計1億2,829万2,000円としております。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、第2条の業務の予定量で御説明申し上げました、新型コロナウイルス対策による温度スクリーニングカメラ3台整備の財源といたしまして、収入に、一般会計からの繰入れである支出金を67万9,000円増額補正し、合計で1億5,326万9,000円を見込み、支出に、購入費68万1,000円を増額補正し、合計で9億5,245万5,000円を見込んでおります。

第4条の他会計からの補助金につきましては、新型コロナウイルス対策に対する費用について、一般会計から繰入れを見込み、合計67万9,000円を増額補正し、13億3,187万3,000円としております。

附属資料といたしまして、3ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の内容でござ

います。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この補正の中の主体であります、コロナウイルス対策の数々の予算について伺います。

まず、農業関係ですが、5月にその補正でいろいろ支援策が出て以降、農業に対する支援策がないということに対しての、町民の皆さん方のいろんな御意見を伺ってまいりました。その点では、花き生産者と畜産の経営者に対する事業費が合計95万円の支援が決まったということについては、歓迎したいと思います。

しかし、そのほかにもいろんな農業者の中の被害っていうのは、声があります。例えば、野菜を作ったりして道の駅などに出荷をする、あるいは卸していくという方々は、その道の駅の自粛によって、その道が絶たれてしまったっていうような場合もありますが、農業者に対する支援策として、今後もこういう方々に対する支援っていうのは、どういうふうに考えていくのか。また、町内のこういった農業者の方々は本当に、家族農業といいますかそんなに規模の大きくない中で収入を得ているわけですし、そういう点では、いろんなきめ細かな支援策というものが必要だと思います。

また、そういう方々からの具体的な、私は、こうこうこういう農業をやっているけれども、こういう被害があったというような、相談を受け付ける窓口っていうものは、どういうふうにご検討されるのかお伺いをいたします。

それから、教育委員会のGIGAスクール構想や、その他、給食調理場の問題について伺います。

町内4つの給食センターの施設整備費として、223万5,000円の事業費が計上されています。これは、学校給食調理場、今、説明がありましたようにその温度が高いということで、エアコンの増設などを予定したものだと伺いましたが。

この学校給食調理場については、平成21年の3月31日付の文科省告示において、学校給食衛生管理基準というのが設けられて、この中に、調理場の温度は25度以下、湿度は80%以下に保つことが望ましいというふうにされています。これは、そもそも夏場の食中毒の対策です。

O-157などの食中毒対策に対して、温度を下げ、安全な食品を子供たちに提供しようという衛生面と、もう一つは、調理員さんの労働安全衛生上から決められたものです。

本町でどうなっているかということ伺いましたが、本町では、橋と東和の給食センターでは、この25度、80%っていう基準を残念ながら今まで、7月20日頃まで給食が行われていますが、この基準を必ずしもクリアしているとは言えない状況です。9月に入っても残暑の厳しいときには、やはりこの基準を大幅に上回っているというような年もあります。

つまり、私が言いたいのは、この給食調理場の環境整備というのは、コロナ対策ということで一時的に調理場の環境を整えるというものじゃあなくて、本来なら年間を通じて25度以下、湿度を80%以下に保たれていなければならなかったはずなんです。そういう責任が教育委員会にはあると。だから、この文科省の告示には、毎日、湿度と温度を測って記録しなさいというようなことも書かれてあるわけで。そういう意味では、コロナ対策だけではなくて、日頃から、こうした調理場の環境として整備しておくべき事柄だったというふうに思いますが。

その点から、今回はこのコロナ対策ということで、一定のそういう創生だの資金を財源として、この調理場の整備の財源を有利に使うということでもあると思いますが。この調理場の環境を整備していくってことについて、教育委員会の、改めて責任といたしますか、そういう点を伺いたいと思います。

それから、このGIGAスクール構想ですが、GIGAスクール構想っちゅうのは、もともと去年から伺ってきたのは、100%国または県が負担する事業なんだということで説明を受けてきましたが、今朝の繰越明許費の財源内訳を見ると、財源内訳の一般財源が5,432万5,000円っていうふうには書いてあるんです。このGIGAスクール構想全体の事業費の総額が、およそ1億4,000万円ですので、町費の負担は、この中のおよそ39%。38.5%ぐらいになって、4割近くが、町費が負担をしなければならないと。これはちょっと、最初の約束と大分違うような気がします、なぜこういうことになったのか、その辺を伺います。

それからもう一つは、この間、5月の支援策が出た後、町民の方から意見の中には、町民の方々は多かれ少なかれ、このコロナの蔓延によって、いろんな負担を受けていると。都会に住んでいる子供たちへの助成を、助成っていいですか、アルバイトができないということで、お金を送ったりとか、スーパーのレジに勤めているけれども、なかなかそのスーパーが営業できなかったことに対する支援がなされていないとか。いろんな形で、いろんな被害を受けている方もいらっしゃるという意見をいただきました。橋の事故のときのように、金額はそんなに多くなくていいから、町民の方々に一律に一定の現金を支援するという事は考えられないのかと、そういうことをぜひ議会で聞いてくれという意見がありましたので、ちょっとその辺のお考えを最後に伺いたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの砂田議員さんの御質問、今後のこれからの支援とい

うことですが、これは、小規模な生産者や野菜等の出荷生産者については、所得が減収された方もおられると思いますが、今現時点では、把握するのがちょっと難しいということですが、ほかの業種につきましても、今後の状況や県の施策や要望等を見極めまして、対応を検討していきたいと考えております。特に今、中四国農政局からは、2弾3弾の支援策がある見込みと伺っておりますので、町においても何か追加対策ができればと考えております。

今現状では、そういった方につきましては、国、県の持続化給付金が受けられたらとは思いますが、そういった御利用いただけるような周知もいたしまして、資料の配布、ホームページ等への掲載も考えており、現在、準備にかかっております。相談窓口としても、こういったことは農林課のほうで相談も、そういった要望もお聞きしておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） ただいま砂田議員さんのほうから、学校給食センターの調理室の室温等につきまして、まず1点御質問がございましたが、学校給食センターの管理運営につきましては、文部科学省のほうから、学校給食衛生管理基準に基づいて対応するという事の中に、調理室の温度は25度以下、湿度は80%以下に保つように努めることという指示が出ております。

今回のコロナウイルス対策におきまして、一定の改善のほうをさせていただき予定としておりますが、現在、基準が満たされていない状況でございます。この点につきましては、今後、適正な食品管理と調理員等の負担軽減を図るための環境改善については、努めていきたいと考えております。

2点目でございますが、GIGAスクール構想につきましては当初、当初と申しますか令和元年度の3月補正の段階でございますが、校内LANの環境整備と、備品購入ということで106台の端末整備というところでございますが、こちらにつきまして、まず1点目の校内LANの整備につきましては、国庫補助が2分の1、あとは地方交付税措置が60%等を含めまして、補正予算債等の対応で100%の補助があると、当初聞いておりました、予算のほうを計上させていただきまして、対応を進めておりました。また、備品におきましては、上限額4.5万円ということで、対応のほうを進めておりましたけれども、その後、国のほうから、補助単価というものがあるというものが校内LANの整備につきましても示されまして、これによりますと、校内LANの整備におきましても一定の補助単価の上限が示されるというような結果となりまして、結果的に、一般財源のほうが増加というようになった経緯でございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） はい、椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 一律給付はどうかということですが、いろいろな町民の皆さん、約1万6,000人の皆様方には、産業業種もいろいろでございますし、また、家族構成ももろ

もろでございますし、また、今、議員さんのおっしゃったように、子供さんが町外、県外で暮らして、まだ学生としてというような方々がおってと、いろいろな形でございまして。全てのその影響があった方々を網羅しているわけじゃあ当然ございません。

そうした中で、今、そういう漏れておるような部分の皆様方への一律の給付はいかがかという御質問だったと思うんですが。ずっと当初から考えていたことなんですが、例の30万円の——当初国のほうでは、特別定額給付金をお配りするということになる前に、その前段としてから、非常にコロナ対策で影響を受けた方々に30万円を給付するという制度が出ておりました。私は、これは非常にいい制度だというふうに、はじめ感じたんですが。なぜかという、ほとんどの皆様方が影響を受けているのは間違いないんですが、特に影響を受けている方々に30万円を給付するという話が出ましたので、これは本当に影響を受けている方にとっては、大変助かるであろうというふうに思いましたが。

その後に、閣議決定も覆されて、全国民に特別定額給付金10万円ということになりました。こうなってしまうと、たくさん影響を受けている方も影響を受けていない方も同じように一律10万円ということになりました。ですから、いい面と悪い面とが出てくると思うんですが、大きく影響を受けている方にとっては、ああ、せっかく30万円給付を受けられるところが、10万円になったという考え方もありますし、もう片方では、ああ、給付が受けられなかった方が、今度は10万円受けられるということになったということもあるわけでございますので、両面があると思えます。

しかしながら、この10万円を全ての方に給付ということになりましたら、一々、その影響を受けているか受けていないかを調査せずに、全ての国民に、町民に給付したということになりますので、そこはそこで一定の給付が、一律の給付になったというふうに思っているところでございます。

今の議員さんのお話は、町として一律の給付はいかがかというように聞こえるわけでございますが。実は、隣の岩国市さんでは、10万円に2万円上乗せをして給付をするということになりました。

私たちも、5月の6日の臨時議会で、約1億4,000万円、そして今回で1億3,900万円——約1億4,000万円ですか——ぐらいの、この補正予算を組ませていただいておりますが、町民一律に全てに配るということになると、例えば、岩国市並みの2万円配ると、3億2,000万円必要になってくるということになります。これは、周防大島町にとっては、非常に大きなものになるということでございます。10万円は一律、全部行くわけですから、それにいかに上乗せができるかということになりますが、そのことを今後の課題として残しておきたいと思えます。

いずれにしても、一応、全町民に行くことと、そしてまた、それぞれの本当に影響を受けている方々には、できるだけ給付していこうという形でやっております。そして、先ほど、産業建設部長の答弁にもありましたが、まだまだ当然、漏れておるところもたくさんあるんじゃないかと思います。ただ、大きく影響を受けておられる方っていうのは、農協にも、漁協にも、商工会にも、観光協会にも一々ヒアリングを行いまして、そこで、その意見もお伺いしながら、5月6日の補正予算、そして今回の補正予算と出しておるわけですが。これで全てを網羅しておるとか、また、十分だというふうに思っているわけではございませんので、今、今回が第3弾でございますが、第4弾も、第5弾も、それはやる必要があることになるんじゃないかというふうに、予測もいたしております。

そういうことでありますんで、一律の給付については、なかなか困難ではないかと思いますが、しかしながら、まだ実際に影響を受けておりながら、給付が全くないという方については、これからもそういうことを網羅していきたいと思っております。また、一律に給付については、もう少し慎重に考えていきたいと思っておりますし。

これはすみません。この新コロでやったわけじゃなかったんですが、当初予算で、1人3,000円のクーポン券を配っておりますんで。これは実は、何か私のところにクレームが来ておるんですが、たった3,000円かと。いや、あれは新コロのために配ったもんじゃないくて、当初予算に、もう既に配っておった。あれは一昨年の大島大橋の事故の御苦労分としてお配りした、当初予算の分でございますが、というふうに申し上げたいんですが。何となしに、ちょうど時期が一緒になったもんですから、たった3,000円配ってきたんかというふうな批判もいただいておりますが。

それは別としまして、やはり一律のことにつきましては、またもう少し検討していきたいと思っておりますし、また、まだ影響を受けておりながら漏れておると、業種とかそういう方々についても、第4弾も第5弾も考えていきたいと思っておりますんで。また、議員の皆さん方から、こういうところが抜けとるよということを、ぜひとも、またお教えいただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 農業については農林課でっていう、それぞれの課のところでも相談を受け付けるということになっているようですが。例えば、農林課では、今まで何件ぐらいの相談を受け付けていらっしゃるのでしょうか。この5月末までにしまししょうか。もし今、分かればあれですが。

つまり、私が言いたいのは、農林課に行ったら相談に乗ってくれるというような、あまりそういう話になっていないような気がするんですが。やっぱりそういう相談をたくさん受けることに

よって、どういう方々が漏れているか、どういう方々に対して、やっぱり傾向として支援をしていかなければならないのか、そういうものもおのずと分かってくるような気がするんですが。今までとしては、どれぐらい相談を受けているのか、お伺いをいたします。

それから、エアコンの問題ですが、つまり、調理場の環境の問題として、今後は整備をしていくということで、実際に今までも、7月やら9月の温度が——湿度はあまり80%を超えているという日はありませんでしたけれども、温度はかなり超えている日が多い年もあるようで、そういうものがやっぱり今までの、この告示の中にあるような、教育委員会としてそれをきちんと気をつけなければいけないといいますか、その基準を守る。義務じゃないですけど、基準ですから努力目標みたいなものじゃろうと思いますが。でも、中身としては、やっぱり子供たちの健康を左右する。あるいはそこで働く調理員さんたちの労働環境を左右する大事なものとして、教育委員会として、今までとは違った姿勢で臨んでいくと。調理場に対してですね。ということが私は必要だと思うんですが、その辺の、今までのこの問題に対する姿勢と、今後はこういうふうにしていくといった、そういう今後の方針、計画というものがありましたら、さらにお伺いをいたします。

GIGAスクール構想については、結局、国がこれは約束を違えた。開けてみたら100%じゃなかったと。そういう理解でよろしいですか。

それぐらい。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） まず、給食センターのほうでございますが、こちらにつきましては、教育委員会の総務課長がセンター長という形で4センターのほうの管理をしております。

この点につきましては、今、今回のコロナウイルスの関係で、私もはじめてそういうものがあるというのを見たのですが、その中に学校給食衛生点検表というものがございました。その中に温度管理等と、センターのほうでそれぞれ記録しておるところでございますが、その点検表とかを今後につきましては、月締めなり一定の期間で報告なりをきちっとセンター長のほうに受けて、それぞれのセンターの様子とかを小まめに管理、把握をしたいという形で気をつけていきたいと考えております。

あと、GIGAスクールのほうの関係でございますが、国が違えたという言い方についてはちょっとなかなか申し上げにくいところもあるんですが、実際には文科省のほうから、実際に示されたものが、はじめはとにかく手を上げなさいという形で、3月補正で上げれば100%充足されるよという意識の中で、GIGAスクール対策が遅れてはならないという思いが教育委員会、強かったものですからまず手を上げた。手を上げて実際進めていく中で、実際のそういった基準が示されたということで、結果的に、予定を外れたというところはございますが、無駄なこと

をせずに、極力子供の学習面等の効果があるような形での整備ということで、必要な整備を進めていきたいというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、G I G Aスクール構想の件でございますが、これちょっと結構、町長部局のほうにもかかわってきておる状態でございます。

私も、今言われたように、G I G Aスクール構想を実現する。令和5年までに全部完璧にするということで、令和元年度の補正予算か、または2年度の当初予算に計上する。そして、さらに残りは令和5年度までに全てを整備するというような達しも、文科省から全国町村会通じて町長部局のほうにもずっとまいりました。ぜひとも、これを教育委員会のほうに予算をきちんとつけてくれという要請でございました。

そのことであって、私たちは、やっぱりちょっと疑心暗鬼になるわけですね。全額100%つけますということについては。それで、当時出たときには、今次長が説明しましたように、上限の設定はありませんでした。ありませんでしたから、当然ながら補正予算を組むときに、教育委員会サイドとすれば、見積書を取って、それに見合うほどの予算を全部計上しました。そして、それが全てこちらの見積どおりに、この補助金と地方交付税と、もう一つは起債とで賄えるということであったと思うんですが、しかしながら、結果的にそれが、実際に発注する段階になってくると、やはりそれぞれのものに上限があるわけですね。それは、当然のことだと思ったんです。

なぜかという、文科省のほうからの文書を見させていただきましたが、実は、ある学校によったら過大なものを発注しようとしておると。実際に文科省がそれぞれの学校をチェックしてみたら、いや、これは70%ぐらいでオーケーじゃないですかと。例えば、そこまで見積書をももらったときに、業者のほうからここまで整備したらどうですか、というのに乗かったというだけで、実は、学校のほうにはこのぐらいのレベルでいいところの、ここのレベルまでいって見積書をもらっておって、それを予算化しておると。それは、当然ながら文科省のほうもオーケーとは言えないということだったと思うんですね。

ですから今回も、今の繰越明許費が出ておりますが、繰越明許費は上限でありますんで、これらの中で今から、既に入札したものもあるでしょうし、これを精査してきちんとしたもので、あるいは全て一般財源の持ち分にはならないと思います。

しかしながら、文科省がよく使う手だなというふうなことは思っておるんですが、いずれにしても、町の一般財源が出たとしても、文科省のほうから、文科省の中等局長だったですかね、やらないのは罪だということまで言われておりますので、一般財源の必要かどうかにかかわらず、徹底的にやっていきたいというふうに、町長部局のほうとすれば、教育委員会にお願いをしたいというふうに思っております、今年度中に全て、630台のことと、そしてまた家庭で例

えばオンライン授業をやるというふうになったときもできない家庭がないように、それらの全ての予算をつけておるという気持ちであります。

もう一つ、学校給食でございますが、私たちは、7月の20日から8月末まではいつも休みですから、そんなに真夏の暑いときというのはあまりないのではないかというふうに思いましたが、今次長の話によると、少しその基準より外れちよる、7月の終わりとか9月のはじめですかね、あるんだということになりますと、それは徹底的に安全管理のためにもやっていただかなければならないというふうには思います。

給食センターの、今回のことで、この基準がきちんと守れば、それはそれでいいと思いますし、もし守れないということであれば、さらにまた予算をつけてでもきちっとその基準が守れるような対応をしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川農林課長。

○農林課長（瀬川 洋介君） ただいまの砂田議員さんの、農林課としての対応ということでございます。

御指摘のとおり、小規模な、あるいは家族的経営的な農業者さんには、今支援が行き届いていない状況です。具体的に、相談件数というのは、電話等ではまだ3件ほど。それから、協議をさせていただいていますJAのほうにも相談は来ているようですが、その件数についてはちょっと把握しておりません。

今後の対応につきましては、農林課としての窓口として国の持続化給付金、これを最大限に利用させていただきたいと。特に、小規模経営的な方にも利用していただける制度ですので。ただ、国からもリーフレット、いわゆるフライヤー的なものは来ていますが、相談窓口が全部国のほうになっているんですね、電話でと。これが、私は個人的には、給付金を申請する一つの高い敷居になっていると思っております。

ですから、国の持続化給付金を利用していただく上でも、農林課においても、その申請方法、それから申請の仕方、相談に乗れるように、課員に習熟を今指示しておりまして、これは、御相談に来られた方に対して、これは国に聞いてくれと言うのではなくて、農林課で具体的なその相談に乗ることで対応をしていきたいと。

町長が先ほど申し上げましたが、第3弾、第4弾でさらにそういったものの支援を考えていかなきゃいけないと思っておりますが、国がこれだけ門戸を広げて持続化給付金をという――、通りますので、今はそれを最大限住民の皆さんが利用できるような、農林課として対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） 砂田議員さんの給食センターの環境改善の件ですが、今

回の補正は、このたび夏休み期間に給食実施することで、コロナ対策の一環で整備するようにしておりますが、一応給食センター長として、改善後の状況は注視しながら、引き続き、環境改善に努めたいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 幾つかじゃあ質問させていただきます。

私も、砂田さんがおっしゃったように、やっぱり農業のところがまだ当たっていないというので、すごく思うところがありまして。一般質問でまた出しますけども、今課長のほうからありました、持続化の給付のちょっと手続もろもろ、それを窓口ですするというのは、非常に何らか手助けになると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。ちょっとまた一般質問でも、中の細かい部分をやっていこうと思います。

私の質問なんですけども、商工観光課と病院が、温度のスクリーニングカメラを導入するというので予算が組まれています、具体的にどういったもので何台、どこに導入するのかお教えいただきたいのと、あとは総務課から出ています避難所の間仕切りセット、これに関しても同様に、どういったものでどれぐらい導入されるのかお教えください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 新田議員さんの御質問にお答えいたします。

病院事業局としては、各東和病院、橘医院、大島病院に1台ずつ整備する予定にしております。目的としましては、新型コロナウイルスの感染防止策の一つとして整備し、早めに発熱来院者を発見して、他の患者さんと距離を置くと、対応をつなげ、一応、サーマルカメラでございますので、体表の温度測定になっておりますので、そこである一定温度の熱がある場合には、再度改めて体温計等で測定するという事で考えております。

場所につきましては、東和病院、橘医院につきましては玄関、大島病院につきましては、ちょっと入口が1階と2階と分かれていますので、受付付近に設置する予定としております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 失礼します。新田議員さんの、どの施設へ何台かということでございます。

今、町内、指定管理を含めまして8施設、陸奥記念館、なぎさ水族館、遊湯ランド、総合交流センター道の駅、星野哲郎記念館、竜崎温泉、ウインドパーク、長浦スポーツ滞在型施設の8施設でございます。そこにカメラを11台設置予定でございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 新田議員の質問にお答えいたしたいと思います。

間仕切りセットにつきましては、今、通常自主避難開設の11か所を開設しております。その箇所に、近年の避難状況50人前後を踏まえて、150人分の間仕切りセットの購入を予定しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

まず、ちょっと病院のほうから。この病院と商工観光課が考えていらっしゃるこのスクリーニングのカメラというのは、ほぼ同様なものなのか。あと、これを設置されると、インターネットとかで見えても、20万円台のやつってそんなに、十分それで事足りるようなものなのか。それをこう置くことによって、それをずっと監視しないといけないと思うんですけども、どういった形で運用をされていくのか。そのあたりをしっかりと教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 病院事業局といたしましては、周辺にはスタッフを配置せず、発熱者を感知した場合、アラームが鳴るようになっていきますので、アラームが鳴った場合にスタッフがすぐに対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 産業建設部にございます施設においても、自立式のカメラでございますので、入口等に設置いたしまして、ちょっと離れたところでパソコンにより監視というかちょっとチェックを行うということでございます。

自立式、このカメラは、先ほどちょっと申し上げましたかもしれませんが、音声等が出たり、例えば、カメラの前にお立ちくださいとか、ちょっと自動案内的なものも音声で自動でお知らせするようになっております。タブレットの端末で集中管理をできるということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

病院の施設に関しては、病院なのでプロフェッショナルなんですけども、さっきおっしゃっていた、その指定管理8施設ですよね。要は、病気に対して素人の方が多分扱うようになると思いますので、もし万が一があつて、熱があつたとかというときには、しっかりと事前にこういうふうにするんよというのを、マニュアルなども必要だと思うので、そのあたりは例えば、事業局とかにお聞きしながら、しっかりと御準備していただければと思います。

もう、その見に行った方が、アラームが鳴って行ってとか、音声があつて行って、何も防護しない状態で行って、もしもがあっちゃいけないので、そのあたりはしっかりとお考えいただきたいと思います。

もう1個ちょっと、これが最後ですよ。ちょっと質問し忘れていましたけども、学校のほうでちょっと1個だけ。ちょっとICTは一般質問でしっかりと熱い答弁をやっていきますので。この学習支援のほうですよ。ここで、また今回補正がついちゃうんですけども、これの具体的なものというのをちょっと教えていただいて。何でこのタイミングでこれがあるのかなというのを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 新田議員さんのほうからの学習支援員等に係る質問でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの関係で長期にわたり学校のほうが臨時休業となっておりまして、小中学校の児童生徒の学習の遅れをフォローするというような形の中で、教員経験者または教員免許所有者の方を各学校に配置をいたしまして、主に授業中や授業準備におきまして、児童生徒に対する支援のため、教員を配置をしたいというところを考慮しております。

現在、あくまでも予定ではございますけれども、予算的には各14校の小中学校に2名を配置する予定としておりますけれども、こちらにつきましては各学校との要望等によりまして、柔軟に対応したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 給食センターと花き生産業と温度スクリーニングについて伺います。

まず、給食センターの管理についてなんですけれども、先ほど砂田議員の質問にあったんですけども、調理場内を温度25度以下、湿度85%以下をクリアしようとするということでございますけれども、これは、現在調理場で作ったものを配送車で運ぶケースもあると思うんですけども、この配送車については、この限りでないという認識でいいのかということ。

それと、空調設備を新たに取り付けられるということで、実際今、月曜から金曜日まで調理をしておられるんですけども、土日の工事の対応になると思うんですけども、それですぐすぐ工事が可能であるのかということ、スケジュール的なところですね。それを伺います。

花き生産業、畜産業経営支援金について。これはもちろん大歓迎のことなんですけれども、先月の臨時議会では、農協に聞いたら、農業関係者には全く必要ないんだということでした。一転この支援することになった経緯についてを教えてください。

それと、温度スクリーニングカメラについてですけども、病院関係、ここで質問してもいいで

すよね。議案3号でもありますけども、ここでいいですか。（「各議案ごとに」と呼ぶ者あり）はい。温度スクリーニングはここでいいですか。はい。2病院1医院に設置をされるということで、さざなみ苑、やすらぎ苑については必要ないと考えているのか。それと、来院者のみをそのサーマルカメラで温度を監視すると思うんですけども、職員については、別途体調管理ですか、されておると思うんですけども、その辺についてはいかがでしょう。教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 吉村議員さんの御質問に答えます。

老人保健施設についてでございますけれども、やっぱり非接触型の温度計というのは必要であるということは思っております。ただ、老健は、主に通所サービスと入所者への御家族の面会等でございますけれども、現在、入所者の御家族の御面会等は今、禁止させていただいています。通所等については、一応非接触型の温度計で対応することを考えているところでございます。

また、職員につきましては、やはりこのコロナ対策としまして、職員はやはり日頃から気をつけておかなければなりませんので、特に医療従事者ということもありますので、日頃から温度管理、健康管理をするということで、カメラを設置しておりますので、必要に応じてカメラの前に立っていただいて温度、発熱等の管理をしていただければというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 吉村議員さんからの花き畜産業といった――、減収かということでございます。

ちょっとその前に、先ほどの5月聞き取り調査したということでございますが、JAさんから聞き取って、これ被害がなかったというのではございません。ミカンも一応出荷も終わっておるんで、JAさんの組合員さん、主にミカン生産者ということになりますんで、それで一応はミカンは被害が免れたよということと、一般のほかの組合員さんというか、野菜とかそういったものの生産者については、その大きな被害は今のところ把握できていないという考えで、私どもが5月のときに説明が不足しておりました。

それと、花き畜産業者につきましては、業者からの要望、市場への聞き取りにおきまして、花き生産業は収入で約40%、取扱量では約70%減少しております。また、畜産業も同様に、流通価格が約40%減少しております。

このように、全国的にも価格や取扱量が激減している業種につきまして町における実態を把握できたため、今回支援策を実施することといたしました。

以上でございます。（「農協じゃなくて酪農組合に」と呼ぶ者あり）

すみません、畜産のほうはJAさんではありません。畜産業者（「酪農組合」と呼ぶ者あり）、

すみません、酪農組合のほうから聞き取りました。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） 吉村議員さんの質問にお答えいたします。

まず、給食配送車のエアコンの関係でございます。これは、エアコンは給食車両にはついていると思うんですが、（発言する者あり）ついていないんですか。ついていない車両については、今後検討させていただくようにします。

それから、給食センターへの、要するにエアコン整備の工事の着手については、これは補正予算の議決決定いただきましたら、なるべく早く、直ちにでも工事の着手手続をして、暑い時期を迎える前までに環境整備ができればというふうに考えております。

それと、賄い材料費の支援費だったですかね。最後、賄い材料費の支援金のこと——、（発言する者あり）すみませんいんですか。2点でよろしいですか。失礼しました。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。

農業関係については、要望と実態を把握できたということで、今回支援に至ったという認識でよろしいですね。——ということは、要望があっても実態が把握できれば、ほかの業種に関してもこれからはまた第4弾ということであるということと考えてよろしいですね。——はい。

給食配送車の庫内ですね。給食をコンテナに入れて、トラックの荷台というか箱の中に積むんですけども、そこが私、給食配送車の運転手をよく知ってまして、実際昨日庫内温度が28度、湿度が50%というところでしたので、この調理場が25度という基準があるのであれば、庫内も25度になるのが私は適正じゃないかなと思ったので質問をいたしました。なるべくその辺の対応をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございせんか。小田議員。

○議員（9番 小田 貞利君） まず、持続化給付金の給付を受けた事業者に対して、給付額の10%を支援金として給付するということですが、これ10%じゃ少ないんじゃないかなと思うんで、その辺の見解をお願いします。

それと、プレミアム付き商品券、20%のプレミアム商品券を町民に販売するということが、これ3,000万円ですよ、確か計算すると3,000万円ぐらいになると思うんですが。まず、これ対象の店とかが限られるので、一般町民に3,000万円が売れるのかなという部分があります。以前にもちょっと話しましたとおり、僕たちは定額給付金をいただきましたので、それで積極的に購入して、そういう店で使いたいと思っておりますが是非、一般町民、なかなか食

事に行くだけで5万円も10万円も使うということを考えにくいので、ぜひ町長ほか執行部の皆さんも、積極的に定額給付金を使っていたらと思います。

この店が何件ぐらい、限られていると思うんですが、登録販売している対象の店がどのぐらい、どんな店があるのかなというのがちょっと分かりにくいので、そういった部分を教えていただきたいと思います。

もう1点、先ほど農林課長の説明の中に、持続化給付金をいろんな方に申請をしていただくよなというところがありましたが、今、農業——、漁業関係とかでしたら分かるんですが、例えば今、民泊とかを受けている方がいますが、その申請方法は、例えば農業とかいろんなことをやりよって事業収入があつて、その中に民泊も含まれている場合、それが少ない場合は50%という部分がクリアできないという部分があるんですね。その辺のちょっと、こちらのほうにも電話相談センターにしたんですがつながらないんで、ちょっとその辺も、そういう方が対象になるかどうかというのを町のほうで調べていただいて。分かれば答えていただきたいと思うんですが、対象になるのであれば、なるような方法を教えていただきたいと思います。（「10%がなぜか」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 事業継続支援給付事業という名前で、持続化給付金の受給者に、受給額の10%、上限は個人10万円ということになっているんですが、法人20万円、この10万円が少ないんじゃないかということでございます。

非常に多くの皆さん方にこの持続化給付金を申請をいただいております。私もまだちょっとその全体が把握できていないと思いますが、しかしながら、例えば小売業とか飲食業とか、例えばホテル、旅館業とかいろいろな業種がありますが、そういう方々だけではなくて、今、小田議員さんもおっしゃられましたように、漁業者からも相当な数がこの給付金が申請されておる。そしてまたもう既に受給されておる方もたくさんおるということでございまして、実際どのぐらいの方々に、今回私たちが10%上乗せをするということについての把握がなかなか難しいんでございますが、しかしながら、今回6,000万円ですか、両方で。持続化給付金と雇用調整助成金との両方で6,000万円と1,050万円ということで、相当大きな額になっていると思います。

というのは、この持続化給付金が、どのぐらいの皆さん方が申請をされて、どのぐらいが採択されておるのか、給付されているのかというのがはっきりつかめない状況でございますので、それでも今の予算を計上されておるのが6,000万円でございます、なかなかこれを20%にするということは、今のところ、今のこの状況では難しいかなと思っております。

しかしながら、今議員さんおっしゃられるように、この個人で100万円、法人で200万円

の上に10万円または20万円という乗せ方なんですが、それをさらにもっと手厚くしてはどうかという御意見でございましたので、このことについては、今回はこの10万円を提案させていただいております。また、次の支援も第4弾、5弾ということで、必要であれば考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村 浩君） 取扱い店舗ですが、この議決をいただいた後に、これから募集ということになりますが、100店舗程度を予想しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 答弁もれはありますか。（「持続化給付金の申請で民泊経営ができるのかどうかというのは」と呼ぶ者あり）

松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村 浩君） 民泊、修学旅行を受け入れるその民泊ですかね。——はい。事業所得として上げて申告をしていただいている民泊を受け入れている家庭は対象になっています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（9番 小田 貞利君） 町長が言われましたように、今回はまあ10%ということで、実際、4月のコロナの休業から、その前と、今この土日で客が大分戻ってきているんですが、ざっと半分ぐらいですね。4月の前半に来よった客と。多分そんなに増えんような気がする。影響がかなり今からも続くんじゃないかと思うんですよね。一般の飲食とか観光業の方はですね。その辺を踏まえて、これは10万円が、限ってもいいんで、本当に影響で困っている方には、次もいろんな対策を打っていただきたいと思います。

それと、民泊が対象になるというのは分かるんですが、事業所得で上げていない申告の仕方の人もおる。それが対象になるかどうか。そういった部分が聞きたい。事業所得は普通に上げておいて、このその他の所得の部分とか。こっちで民泊の部分を書いて、その他の所得のところへ上げとる。国の説明では、この事業所得のところは基本になるから、それと比べて、市のだったら12分の1で120万円だったら10万円で、その5万以下になれば対象になるというのは分かるんじやが、民泊の場合は季節営業の場合も大丈夫とは書いてあるんですが、農業収入などほかの事業収入があった場合、民泊だけを取り外さないと50%に行かないという部分があるんです。その辺のところはちょっとどうなのかなというところなんです。民泊だけでくくってよければ、今年はゼロですからね周防大島町、幾らでも対象になるんですが、その辺がちょっと聞かれたときに答えられないんで、その辺を調べていただいて、そういう問い合わせに対応できるようにしていただきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの小田議員さんの御質問でございますが、確かに、町で、各町民からの細かい御質問に対してお受けできるのが一番いいこととは思いますが、ですがちょっと、今の段階では申し訳ございませんが、そういった細かいことをうちでお答えできる者おりません。今後は、そういったものもちょっといろいろ勉強いたしまして検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。

暫時休憩をします。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第 1 号の質疑を行いたいと思います。田中議員。

○議員（5 番 田中 豊文君） 最初にちょっとお願い事なんですけど、3 日の日の新聞に今回の補正予算の内容、給付金のことが出ております。情報を積極的に出されるのはいいんですが、この記事に今日の議会でのことは一切触れられておりませんので、町民のこれを見られた方は、これでもう決定事項と受け止められたと思いますので、今後はそういうときには議会の議決を経てというようなことを一言触れられるようお願いをしたいと思います。

議案の内容については、まず、給付金の全般についてちょっとお聞きしますが、対象者を今回 5 月の補正に引き続きというか別に生活維持関連とかいろいろ対象者が決められておりますが、その対象者を決定したプロセス、どういう調査を検討して、先ほどからもちょっと質疑でありましたけど、どういう調査・検討をして、どういう理由で対象者を決定したのか。どこで決定をしたのか。そういう簡単で結構ですので、そういうプロセスについて御説明をいただきたいと思えます。

それから、具体的には 1 4 ページの社会生活維持関連業務応援給付金というのがありますが、この中に、趣旨はある程度理解できるんですが、町の事業で町の職員に対して給付金が支払われると、私は、公営と民間は区別して、給付金は民間に対して支給して、町の職員については手当で給料に手当を加えるという形で支給すべきものかなと思うんですが、その辺を手当にせず一括して給付金で交付するということについての、その理由を御答弁いただきたいと思えます。

それから、雇用調整支援業務 2 % というのがありますが、これを 2 % にした理由、先ほどは持続化給付金の 1 0 % というのがありましたけど、これについて 2 % にした理由、隣の柳井市なん

かは6%ということで、国の制度で手当できない部分を全部見るというふうにはしていますが、これを本町は2%にしたその根拠を御説明ください。

それから、15ページの宿泊飲食業、これのプレミアム商品券の実際の観光協会に委託するんでしょうけど、その券をどういうふうに販売するのか、その具体的な方法について御説明をお願いします。

給付金以外で、15ページの災害対策費でコロナ対策として避難所の仕切りとかを整備するという説明がありましたけど、私は、そういうことも必要ですが、もうそれでは物理的に限界があるから、その避難所自体を増やすということも検討すべきではないのかなというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

それともう一点、最後に、17ページの図書館管理運営経費、この旅費の内容と今回6月で補正した理由について簡単に結構ですので御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほど田中議員さんからの御質問の給付対象者の選定の根拠というプロセスですけども、これは、5月28日、小泉環境大臣からこういったごみ収集車とそういった従事される方々が大変苦勞されておるといふ報道もございました。

それで、私どもも実際に、その現場の方々が大変感染リスクが高い状況の下で働いていらっしゃるということで、先般5月に先行して行いました医療関係従事者に添って見舞金を差し上げたといふと、支給したいといふことでございます。

もう一点の町の職員に対しては手当で支給すべきではないかということですが、そういうことも一時考えてはみましたが、この度、この給付金につきましては税務署では非課税という扱いになっております。このたび、職員の給与の手当の一つではなくて、こういった精神的な苦痛に対する見舞金としてこういった関連業務従事者へ給付するということで、広く職員以外にも差し上げる、給付するということで、このたびは前回の例にならって見舞金という形で予算化しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 田中議員さんの御質問、まず、給付率2%の根拠ということでございます。

これはちょっと難しいところではあるんですが、給付率の決定につきましては2%の給付、2%給付することにより、どの程度事業運営に対してプラスの影響を与えるか等の数字的なものといふか根拠はございません。

給付率が高ければよいとは考えられますが、他の給付金等との比較、また、この給付率が適当

でないかと他の給付率と比較等をしまして、この給付率が適当ではないかと考えたことと、また、これからもコロナ対策として経済的支援等が必要になることも考えられますので、この給付率に決定いたしました。

それと、商品券のほうでございますが、これの販売は観光協会の窓口で直接販売を考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの17ページの図書館費についてでございますが、こちらにつきましては、大島、東和、橘の3図書館の会計年度任用職員8人分の通勤手当につきまして、当初予算では前年度の臨時職員がそのまま採用されることを前提といたしまして予算を組んでおりました。

しかしながら、今年度、会計年度の任用職員の選考を行った結果、比較的遠方の方の採用を行ったことによりまして、各図書館の通勤手当が不足になったことから年間の通勤手当を見込みまして、今回、補正計上させていただくものです。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の避難所を増やすことは検討できないかというお話でございますが、現在、通常自主避難開設の避難所は11か所を開設しており、今後、災害の種類や規模により開設場所を増やすなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど小田議員さんからの御質疑もございましたが、いずれにいたしましても今回の5月の6日の臨時議会、そして、また今回の第3弾の対策費にしましてもですが、それぞれ皆、その根拠というものを明確に出すというのは非常に難しいものだというふうに思っております。言うなれば、予算の総額をまず決めて、それからどのぐらい必要な額に配分できるかというような形にしかならないものだというふうに思っております。

先ほどからそれぞれの部長のほうから答弁がありましたように、その一つ一つの根拠を出す、その根拠立ったものというのは持っておりませんし、それぞれの要綱が出来ておりますが、要綱の中にも見舞金とかまたは贈与される給付金と、贈与ということですから任意の額を定めるということしかないのかなというふうに思っているところでございまして、しからばもうちょっと多い方がいいんじゃないかということは当然あります。

ですから、それじゃあ、それをどこでということになりますと、やはり、予算のまず総額を決めて、その予算の総額のうちで今回の要綱に定めた給付金を予算化するという形になったものと

いうふうに思っておるところでございます。

すみません。職員、今、手当のほうがいいんじゃないかということでございました。手当の種類はたくさんありますが、なかなか任意の形の職に対する手当というのはなかなか難しいと思っております。条例に定められておる手当に該当するものがあればいいんですが、例えば危険手当というようなものか、または、先ほどから言いますように、任意の手当をこれから支給するというのは、今度は職員のほうで言えば給与条例になるんですか。給与条例の中の手当という部分に該当するかどうかということもあまして、なかなかそういう任意的なものは支給できないということからして、前回の医療・介護・保育の分野にも、当然、町の職員もおります。それらも含めて贈与される給付金という形で職員も含めてその対象事業、対象の仕事に従事しておる皆さん方には民間の方と同様の扱いとさせていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと給付金のその制度自体が、私が言いたいのは、要するに午前中の質疑でもありましたけど、相談窓口を設置するとか現状をどうやって把握しているのか。現状認識があつてからの対策であるべきであるのに、要望を受けてということも必要なことでありますけど、どうも、その要望、要求に対して支給するというところで、公共としての制度設計、根拠というのがちょっと欠けているんじゃないかなというふうな受け止めをしております。

5月補正で、これも先ほどありましたけど、農業者についてはどうなのかということ私を私が質問したと思いますけど、そのときの答弁は把握できていないというよりはJAに聞いたところ、農業者は特に困っていないという答弁だったと思います。

実際にこうやって、今回、補正で農業関係者が出てくると、結局、要望を上げたところは手当をするけど、それ以外のところ今回の補正でもまだ手落ちがある可能性はあります。

そこを、私が言いたいのは、どうやってフォローしていくのか、公共施策であり、スピード感も大事なんでしょうけど、それでもって例えば業種を区切って支給するのであれば、そこから漏れた人をどうやって救い上げるのか、そこを考えておかないと片手落ちになると。

実際に、これは制度の趣旨は制度の趣旨なんでしょうけど、前回の補正で医療従事者への給付金というのがあったんですが、これ、例えば町民であっても、その要綱から言えば町外の事業者で勤めている人には町民であっても支給されないという要綱だから、それはそれで、それに従つたということなんです。それとか、例えば町民の方で、町内で仕事をしながら勤め先の所属先が町外の事業所だからその給付金を受けれないと、支援策を受けれないというようなケースもありました。

これはやっぱり、その制度に従っているとはいいいながら、その制度を考えるときに、まず大前提として、町民のことを考える。町民への支援ということ、まず最優先事項として考えるべき

じゃないのかなと。そこらがちょっと欠落しているんじゃないかなというふうな気がします。

こういう画一的な、国は画一的な全国一律の制度を設けていますが、やっぱり地元自治体は地域の実態に応じたきめの細かい対策というのが必要だと思いますが、こうやって制度を設けて支援していくこと自体は否定しませんが、そこから漏れた人をどうやって救い上げるのかということも併せて考えることが必要んじゃないか、そこへのフォローの制度を設けておく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺についての町のお考えをお聞きしたいと思います。

生活維持関連給付金ですが、手当が難しいという。普通に考えれば、町の職員だったら手当を支給すればいい話だろうと思うんですが、実際に、規則の中で感染防疫、感染症防疫手当というのが1日につき290円というのがあるんですが、逆に言えば、これはもう支給しない、規則で手当の規定が定められておりながら、これは支給該当しないという判断なのかどうか、そこをちょっともう一回御答弁をお願いいたします。

これも先ほどの言ったことと同様なんですけど、持続化給付金の10%上乘せというのは、要するに国の基準に該当する人に、国の支援を受けた人にさらに10%上乘せするということになるんですが、実際、その50%減という国の基準を例えば40%の減の人はクリアできないから、その給付金の支援は受けられないんです。

だから、そこを地元自治体としてはそういう人にこそ支援をするべきではないかなというふうに思っておりますが、その辺を対策を考えるおつもりはないのかどうかお聞かせください。

プレミアム商品券ですが、観光協会の窓口で販売するという事なんですけど、果たして町民の方にどれだけ買っていただけるのか、久賀にある観光協会窓口で販売するだけで非常に疑問があります。

これは後々のこと、後々の事業実施後になりますけど、じゃあ、実際にどれだけ町民の方にそれを買ってもらって、経済効果が出たのか。そこをどういうふうに検証するのか、その辺の計画を御答弁ください。

それともう一点、図書館の会計年度任用職員の採用自体で旅費が出るというのは分かったんですが、住所地と、その図書館各地にありますから、その勤務先の配慮は当然してあるものと思いますが、そこをちょっと確認させてください。

例えばあえて距離の長くなるような配置はしていないのかどうか、そこをちょっと御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっとそれぞれまた部長のほうから答弁があると思いますが、ちょっと全体的なことで申し上げますと、確かに全てのことが網羅できていないということは、そのとおりだと思います。

なぜかという、5月の6日に連休中であるにも関わらず、議事を皆さん方にも召集をかけさせていただきまして、そして、また急遽やらなければならないというぐらいの緊急性があったわけでございますから、そのように、今、おっしゃられたようなことを全て網羅してこの要綱が出来ておるわけじゃ当然なくて、結構、荒っぽい形になっておるんじゃないかというふうに思いますし、私たちから見ても、もう少し詰めをやった方がよかったというような部分もあると思います。

しかしながら、これは非常に緊急性を要するものであるということからして、少し荒っぽい形にはなっておると思います。

先ほど申し上げましたが、国でさえ生活支援臨時給付金からあつという間に特別定額給付金に変わるぐらいの、そのぐらいのスピード感があったわけですから、そのようなものではないかと思えます。

そして、今回、このようにたくさんのそれぞれの給付事業を新しく立ち上げましたが、それらの中身をきちんと一々きちんと精査するというところまでは行っていないという部分も多々あると思えますが、そこは御理解を、こういう時期だったということで御理解をいただきたいと思えます。

もう一つは、業界団体からの要望は、ほぼ酌み上げてきたというふうに思っております。さっきのJAの話でございますが、JAさんとか私が聞いた話では、JAは、やはりかんきつ農家が多いということから、ちょうどもう3月までにはほぼかんきつは出荷をしておって済ましておったので、特にそんなに大きな値下がりは見られなかったということでございます。

しかしながら、農協に関わっておるのは、そのかんきつ農家だけではないと。まさにそのとおりでございます。そこで漏れておる方も当然おると思えますが、先ほどの部長も答弁しておりましたが、例えば野菜を少量生産しておられまして、そして、それを道の駅とか、または、島の恵みというJAの直売所に出しておられるという方もおります。それも後になって農協のほうからも、農協にもそういう話が来たということも聞きました。

そういうことで、それらのとこまできちんと網が張っていなかったということは、まさに事実でございます。今後、それらも課題として残しておきたいというふうに思えます。

大きなところでは、やはりJAとか農協・漁協・商工会・観光協会からいろいろ要望があった分については、それについては網羅しておりますが、それでも、やはりまだまだ抜けておるところがあると思えますが、全てに均等というのは今回のこの補正ではなかなか難しかったのではないかと思いますし、先ほどから言っておりますように、今回が第3弾でございますので、第4弾も考えておきたいと思えます。

もう一点、持続化給付金でございますが、持続化給付金の確かにこれは支給対象が前年同月比

50%以上減少しているものというのが支給対象で、がちっと決まっております。ですから今、お話があったように、前年同月比で45%減少している方は対象にならないということになっております。

しかしながら、そういう方はまだまだたくさんおるじゃないかというふうには思います。それも事実だと思いますが、しかしながら、この持続化給付金の申請された方がおるとは思います、持続化給付金を申請するときに大変手続的にはもう苦勞されておるのではないかと思います。

私たちがこれを持続化給付金から漏れた方、例えば10%から49%まで落ちた方をまた拾い出して、それを受け付けてやるということは物すごく時間も手もかかるということで、やったほうがいいのは決まっています。よく分かりますが、しかしながら、なぜこれを10%乗せたかという、要するに100万円を上限になっていますから150万円損失が出ておっても100万円で切られておる。足切りがあるということでもありますので、その部分を10万円ほど上乗せしようということになったわけでごさいます、反対に言えば、非常に被害の大きかった方に上乗せをしようということでごさいます。

それじゃあ、その50万円、50%行かんかった方は被害が小さいんかといえ、言うたらそれが小さい、50よりは小さいんですが、全て小さいというわけじゃありませんが、しかしながらそれを、その全部をこっこの町で受け付けてチェックをして、それを給付しようということになると物すごく大変な作業になると思います。

それで、国の持続化給付金の給付を受けた方を対象にすれば、非常に早く支給できるということでそのような形にさせていただいておるわけでごさいます、指摘はたくさんあると思いますし、私たちもそこまできちんとやればいいのかなどは思いますが、そういうことも含めて、また細かくはそれぞれの部長から答弁があると思いますが、そういう状況であるということをごま御理解をいただきたい。

そして、職員手当でも町の職員にはできるじゃないかということがございますが、職員手当ということになると、今、聞いたところによると感染症予防手当、（発言する者あり）感染症予防手当というのがあるそうですが、しかしながら、それは、実際に感染症の予防のための業務をしたときに手当が出るということでごさいますので、一律に出るというわけではなくて、なかなかそれは支給根拠に合った業務をしたかどうかということになりますので、なかなかそれも、それをやった者だけに出せばいいじゃないかということにもなるんでしょうけど、ちょっと、相当荒っぽいやり方だとは思いますが、先ほどから申し上げたように贈与とかそういう見舞金的なものだというふうなことで、御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 田中議員さんからの御質問で、ちょっとプレミアム商品券のほ

うでございますが、まず、観光協会ではどうかというような御質問だったと思いますが、うちとしては協会、適切に実施できるとは考えておりますが、町からも適切な実施運営に向け指導、協力を一緒に行っていきたいと考えております。

それと、検証についてということなのですが、これはちょっとなかなかデータ等で示すようなことは難しいと思うんですが、できれば状況等も踏まえながら、これも難しいかも分かりませんが、お約束ということではないんですが、アンケート等でまた対応できたらどうかなどは考えております。

それと、業種に少数の人も含めてどうかと、困窮している者がおると、議員さんのおっしゃるとおりでございます。5月、6月補正の対象業種以外にも影響を受けている方もおられると思います。

現時点では、把握や選別事務も煩雑なため、他の業種につきましても今後の状況や国・県の施策や要望等を見極め、対応を検討していきたいと考えております。

もう一つは、持続化給付金、これ50%以下、これは今、町長が説明されたとおりでございます。私もそうでしかないですが、もう一つあるとすれば、50%以下ということになりますと、今度は今、町長答えました40%はどうかと、じゃあ5%はどうかと、10%はどうかと、そういう問題もございますので、ちょっとこれは今、結論が出ておりません。産業建設部としては結論が出ておりませんでした。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 辻田社会教育課長。

○社会教育課長（辻田 建一君） 田中議員さんの質問にお答えいたします。

図書館の会計年度任用職員につきましては、採用者本人が希望する図書館ごとに採用・選考しておりますので、あえて遠方になるといいますか距離が出るような先行等はしておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 給付金の話では町の執行部の言われることも理解は一定程度できますけど、ただ、町の予算も限られた予算の中で対策を打っていかないとやいけんわけですし、町長が言われるように、これからずっと先の長い第4弾、第5弾も打たないけんとして、そういう中で、やっぱり一定の計画性というんですか、方針を持った支援をしていかないと要するに、ここから要望が出てきたけ、じゃあ手当てしましよう。こっちから要望が出てきました、手当てしましようというようなやり方では、その中で漏れが、落ちが出てくる。そこへこそ、私は逆に手当てをするのが自治体としての責務ではないかなと。

別に、全部均等に私は支給したらいいというようなことを言っているんじゃないかと、本当に国

の施策は、もう画一的でやむを得るところもあります。でも、町の施策としては、地元自治体の施策としては一定程度の現状に即した対策というのができるはずですから、そこをやる努力をはじめからもう難しいからやらんということではなくて、今後の話になりますけど、本当は、この定例会の補正予算からそういう対応をしてほしかった。スピード感も大事ですけど、それはもう5月補正の段階で一旦終わって、一旦区切って、それ以降はきちとした対策の基本方針の下にどういう方をどういうふうな支援をしていくということを整理して、施策を立てていくべきではないかなというふうな思いがあって質問をしておるところであります。

ちょっと具体的には、今のプレミアム商品券の部分について、もちろんこれは、私、観光協会に委託したから不適切な運用をするんじゃないかとかそういうことを言っておるんじゃないかと、もちろん、適切にやってもらえると思いますし、御苦労、御負担もおかけするわけではありますが、実際問題として町民の方にプレミアム商品券を普及させる、買っていただくのに窓口の販売だけでは普及が実効性がないんじゃないかということをお願いしておるんで、そういう効果ははじめから疑われるようなやり方ではなくて、例えば町の総合支所なりそういったところで販売するとか、町の事業ですから、町がもっと主体的にやるべきじゃないかなと、そうせんとこのプレミアム商品券の目的が果たせないんじゃないですか、ということをお願いしておるんで、それでもこの方法でやるというのなら、どういうふうに検証するんですかということをお願いしたんですが、もう一回ちょっとその辺を理解できるように御答弁いただければ、御答弁いただきたいと思いません。

それと、図書館の配置については希望によるということで、もう希望が出れば、例えば大島の端から端の長い距離の図書館でも、もう本人が希望すればそこへ行くということなら、そういうやり方では、それは経費が幾らでもかかります。図書館の業務というのはどこも同じような、同じようなといったら分かりませんが、同様の業務ですので、まして会計年度任用職員を雇用して充てるわけですから、そこはもっと効率的に、効率性に配慮したできるだけ通勤費がかからないような配置にするというのを町がそれをすべきじゃないんですか、ちょっともう一回そこを答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 田中先生の御質疑、もつともだと思いました。今回、会計年度任用の制度でやる場合、それぞれの図書館別に選考をしたんです。だから、橘は橘、東和は東和という形でやりましたので、お話を聞きながら、個別の選考がよかったのか、一括して選考して、希望を書いてどこの図書館に行ってくださいと言った方が旅費が安くついたのかという点は、今後検討したいと思います。

今回は、個別の図書館ごとに選考しましたので、そこで選んだ人が結果的に通勤費がかかった

という点があったかと思うので、それは反省点であり、検討材料だと思っております。（「希望を出してもらったんでしょう」と呼ぶ者あり）それは図書館ごとに、個々の、例えば東和の図書館の希望というのを取って、橘の図書館の希望を取って、そこを個別に選考したもんですから、蓋を開けてみると遠くの方が合格していたという形にはなってしまったもんですから。（「だから、それだけ全体、町ですればよかったんじゃないかな」と呼ぶ者あり）だから、それをどうですかという辺が、ちょっと片方ではどうですかというのがなかったかなと思っております。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） まず、町民に対して販売できるのかということでございますが、一応、住民の方には周知方法としまして、ホームページや広報等への掲載をしてちょっとPRしていく考えでおります。

それと、観光協会の窓口だけで販売はどうかということでございますが、お店等で販売ということも考えられますが、ちょっと販売場所が増えますと金券の取扱いとなりますので、売り上げ枚数、残り枚数、売り上げの現金の取扱い等、毎日の日計処理が煩雑になることから、ちょっと観光協会の窓口で一本化いたしました。

一応、総合支所等での販売は今のところちょっと考えておりませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） まず、コロナ関係のほうでは、15ページの先ほどから出ます消防費の件であります。

消防費のほうで150人分の間仕切りというふうに説明があったと思います、11か所の避難所で。私の記憶しているところでは防災備蓄倉庫、この中のスペース——、結構な間仕切り、段ボール製ですか、あれはあるように記憶しております。

実際、それが開かれて設置された状況というのを私はまだ見たことがないんですが、どの程度のものが各備蓄倉庫にあるのか、それで足りないから、このたびまた追加をされたのでしょうか。

また、材質的に備蓄倉庫の中は段ボールですけど、違う材質でもっといいものを準備されたのでしょうか。その辺の確認を一つお願いいたします。

それと、コロナとはまた違うんですけど、地域振興費のほうの地域づくり推進事業で、このたび和佐地区にコミュニティを建設するというところで上がっております。

このたび、予算が宝くじの助成事業で、助成金がついたから現時点になっているとは思いますが、なかなかコミュニティを建設というのは要望しても非常に難しいところなんです、和佐地区の皆さんは本当にこれは可決されれば非常に喜ばしく、地域の要望としても大なるものがあつたのではないかなと思うんです。

そういった中で、再度ここは確認なんです、こういった要件がそろったらコミュニティの建

設の運びに持ってってもらえるのか、なかなかそこには地域からの要望を含めて土地とかもろもろでクリアしなくてはならないところがあるのではないかなと思っております。

その辺をちょっと御説明いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 尾元議員の御質問ですが、備蓄倉庫にある間仕切りですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）それは段ボールで、仕切りは低いやつの間仕切りでございます。それで、今回の購入するのは、やはり段ボールで、コロナウイルスの対策ということで通常よりも高い1メートル80ぐらいの高い間仕切りを、今回、購入することにしております。

以上でございます。（「コミュニティ」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） コミュニティ助成事業の要件としましては、地方自治法第260条の2に定める許可地縁団体名義での所有権の保存登記が必要ということと、抵当権等の権利関係が付着していない土地が必要となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） すみません。あと、対象となる事業費の5分の3の助成であることから、建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実なものに限るとされております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） ありがとうございます。

これ、コミュニティ施設とかなかなか欲しくてもない地域というのが、もちろん今、言われたような要綱が全てクリアできないという部分はあるんかもしれませんが、今、まさにコロナ渦中にありますけど、ある程度、二波、三波来るかもしれませんし、その後においても、やはりこれからのまちづくりの中でそういったところをみんなでしっかりと地域で守り、また、地域が一つになってお互いが思い合えるようなまちづくり、そういった方向にしっかりと組めるような形で、ある意味、地域の一体化を目指すという形で、私もお願いしたいところもありますけど、しっかりと今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

間仕切りの件は、先ほどの1.8メートルでよく分かりました。

実は沖浦地区、先ほどちょっと話を聞いたんですが、今までの環境改善センター、サブセンター、沖浦のですね。そちらのほうの避難所から沖浦小学校のほうに変わるというふうに指導があったと。

そういったこともお聞きする中に、これはこの場を借りての要望でありますけど、やはり備蓄倉

庫はサブセンターのほうに設置してあります。なかなかそこはそこである程度災害の状況によっては使われることと思いますが、避難所として指定した学校というのは、やはり今は生徒数も非常に少なくなりまして、空いた部屋もあるのではないかと。そういったところをしっかりと即使える形に、備蓄としての校舎というのも有意義に使える方向ではないかなと思っております。そういったところもまた御検討をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今回の補正は、それぞれ傷病手当がコロナにかかった場合はそれが対象になるということになりました。この間、コロナが発生した後で、国からいろんな通知だとか、告示だとかいろんなものが来て、特に国保税の納税の延期だとか、あるいは、所得が減った場合の減免制度などが数々行われます。行われますというか、そういう通知がされました。

休憩時間に聞いたところでは、それらは全て——全てではないですが、ホームページにも掲載してあるということでした。例えば、2月28日付で資格証明書を持っておられる方がコロナに感染した場合、資格証明書を持っていても、普通の被保険者と同じように3割負担でお医者にかかるようにしなさいというような通達が出されています。

これは、接触者外来なんかで、要するに体調を壊して保健所に行ったら、PCR検査しなさいか、あるいは接触者外来に行きなさいというような、そういう指示をされたときにそういうことが発揮されるわけで、これは本人に今、資格証明書を持っておられる方が五十何名かいらっしゃいますが、それぞれ本人に通知をするということを伺っていますが、そういうことでよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 砂田議員さんがおっしゃるとおり、2月28日付で厚生労働省のほうから、新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてという文書が発出をされております。

内容は、先ほど砂田議員さんがおっしゃられたとおりで、資格証明書を持っておられる方が帰国者・接触者外来を受診したときには、資格証明書であっても通常の被保険者証とみなすというふうに書かれてございます。

資格証明書世帯の方について、現在、既に3月16日付の文書で送付をさせていただいております。ちなみに、発送時の人数は69世帯、85人に対して発送をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 減免の関係などは、本人が知らなければ意味がないといいますが、本人が知っておく必要があるというようなものについては、やはり本人が分かりやすいような状態に置く。お知らせをするということも必要だと思いますが、今の時点では、ホームページに掲載をするという方法になっていると思うんですが、その辺の周知方法はどのようなふうにお考えでしょうか。

それから、今の2月28日付の国の厚労省の通達ですが、資格証明書を持っている方は、もう窓口で10割負担になりますが、短期の保険証を持っておられる方については、取りあえず窓口では安くなるわけですが、しかし、同じように医者にかかることをちゅうちょしてしまう。短期のものを持っているということで、仮にコロナに感染していても、その接触者外来などにかかるというそういうことをちゅうちょしてしまうという点では、資格証明書と同じような状況も予想されるわけですが、その短期保険証を持っている方について、そういう枠を広げるということはお考えになっていないかどうか。または、その意義として、資格証と同じような状況が生まれるんじゃないかという点について、どのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 様々なこのたびのコロナの関連するものについての住民への周知方法と、こういうことのまず1点目の御質問があったというふうに思っておりますけれども、まず、今回の傷病手当につきましては、7月に保険証等々の一斉更新がございます。そのときにチラシを作って、やはりこういうものができましたよと、傷病手当が出ますよといったようなことも周知をしていきたいと、まずは考えておるところでございます。

その他、もろもろたくさんあると思うんですけれども、いずれにしても、国保税の通知もちょうどその頃に出ますので、いろんな機会を通じて周知をしてまいりたいと、まずは考えておるところでございます。

それから、短期証の関係については、確かに期間は短いんですけれども、本人負担の割合が変わるわけではないので、現段階ではまだ周知をしておるところはございませんので、砂田議員さんおっしゃるように、それが一つのちゅうちょの懸念材料になるんだということであれば、コロナ関連に関してはそういう対応も必要なのかも分かりませんので、そこはまた検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 今回、温度スクリーニングカメラの導入のみとなっておりますけれども、現在、老健施設等は面会が禁止ということを伺っております。入所者や御家族にとっては本当に辛いものであると思うんですけども、現在世の中では、オンラインでの仕事やオンラインでの飲み会というものが、今、主流となってきておりますが、病院事務局でも、このオンラインによる面会というものを、このコロナ渦で大変なときに導入しておくべきであると思うんですけども、その辺のお考えはないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事務局総務部長。

○病院事務局総務部長（大元 良朗君） 吉村議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、介護・老人保健施設では、新型コロナウイルス感染対策として面会の禁止を行っております。入所者及び御家族様にとりましては心配でありまして、早く顔を見たいと思っております。洗濯物等の交換の際には、御家族の方に写真とともにお手紙にて状況をお知らせしているところです。

リアルタイムで入所されている利用者様の状況をお伝えすることができますので、オンライン面会を導入すれば大変利用者様、御家族様は喜ばれると思っておりますので、今もちょっと検討はしているところなんですけれども、導入に向けて進めていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員に申し上げますが、なるべく議案に沿った内容の質疑をお願いいたします。いいですか。

ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 午前中、ちょっと質疑で触れられていましたけど、東和病院の場合でちょっと教えてもらいたいんですが、スクリーニングカメラを玄関に設置して、アラームが鳴ったらスタッフが対応するという事だったと思うんですが、それをもうちょっと具体的に、例えば体温の高い人がそれに当たってそのアラームが鳴って、その方を隔離せにゃいけないと思うんですが、どういう方法で別の場所というか、ほかの利用者さん、患者さんというか、玄関周りにいる方と分けて隔離して、またその後の対応をするのか。どういうふうな対応をするのか、その辺を具体的にちょっと教えていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事務局総務部長。

○病院事務局総務部長（大元 良朗君） ただいまの田中議員さんの御質問でございますけれども、東和病院の場合、一応玄関前に設置する予定にしておりますけれども、本来は外に設置したいと

ころでございますが、一応カメラは体表面の温度を測りますので、そこで、外だと今から夏に向かって温度が上がっていきますので、いろいろ誤作動を起こしやすい環境になることと思います。それで、できましたら中のほうへ、施設内に入れたいということがございます。

もし鳴れば、事務室ないし最寄りの看護師がちょっと距離を置いてお声をかけて、外にあります待合室、そちらのほうに誘導をしたいというふうに考えています。そこで、防護着等をちゃんと準備されたスタッフが行くような形を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 玄関の風除室というんですか、待合室に、外に隔離するということなんですけど、じゃ、事務室の人ないし看護師の人が何人要って、当然ほかの患者さんとか利用者、出入りする人と隔離をせにゃいけないので、それをどうやって玄関の待合室でほかの患者さんと接触させないように、利用者の方と接触させないように、何人ぐらいで——、要するに、それだけの人数が確保できるのかなと思う。そこを増員するとかいうんなら、それで御答弁をいただきたいんですが、そこをどういうふうに対応できるのか。今の状態のまま、現状でその温度計を置いても、例えばアラームが鳴っても対応できんのかなという懸念があるんですが、そこを払拭するような御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議員さんの言われるようにそこが一番問題で、そういう接触者外来に来られた患者さんですら外で検査して、それでPCR検査をして、そしてそれを保健所の人に持って行ってもらって、県で調べてもらって、PCRの陽性がある日までかかるんです。だから、その調べた患者さんですら終わった時点では家に帰ってもらう。だから、PCR陽性になるまではほとんど、言われるように避けるのは、そこを分けるのが非常に難しいんです。

それで、当然病院に来るんで発熱者は多いし、だから、それを全部どうこうするのは非常に難しいんで、おっしゃるように、そこで赤いので熱があるというのが分かったからどうするのか、というふうに言われると非常に難しいので、現状の何は、やはり陽性というふうに分かってからが、その患者さんとしてするというのが大原則になっていまして、検査をした人すら、家に1日帰ってもらうという状況なので、これはもう全国的に全部一緒なもので、そこが非常に問題で、できたらそういうところが1部屋あって、病院のほうでとなると、今のところはそれはできていない状況です。（「玄関の外に待合室があるじゃないですか。そのことを分かっていないと思うんです。玄関の中に入って来ずに、そこで待っていただいて、そこにあるプレハブの待合室で検査して、外にあるということ」と呼ぶ者あり）

この接触者外来ができたときにプレハブをもうすぐ造っております。ただ、大島病院は大島病

院で建設があって、橋は橋であるんですが、東和の場合は、外にプレハブを造って、そこで一応検査までして、そして、そこから帰ってもらうという感じになっています。

ですから本来を言えば、病院の中でどこかというんですが、そこはますますほかの人との接触をなかなか避けられないんで、陽性になるまではお家に帰ってもらうという状況になっています。そこんところが非常に難しいです。いいですか。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、ちょっとよく分からないんですが、要するにじゃあ、この体温計は何のために置くんですか。現状どおりで変わらない。その外の部屋に隔離するんだったら、私がさっき聞いたのは、その外の部屋に隔離するんじゃないたら、それをどういう体制でやるんか。実際にできるんかどうか。何人ぐらいでやるのか。ほかの利用者の方とどういうふうに接触させないようにするのかということをお聞きしたんですが、今お聞きしたら、何かPCRの結果が出るまではどうにもならないということなんですけど、じゃあ、体温をはかっても別に、体温が高いからといって隔離するというわけじゃないということなんですかね。ちょっとその辺の実際のシミュレーションを答弁していただいたらと思うんです。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 今、そのPCRにかける条件があって、その条件に合った人はPCRをかけるんですが、だからそこで熱がある人に看護師さんが聞いてみて、この人はPCRというか、先生に診てもらったほうがいいということになれば、そちらに行ってということで。

それで、一番最初にそういう可能性のある人を保健所に連絡して、保健所のほうから連絡があって、病院のほうへ行って、そしてPCR検査をやるというのが一つのパターンで、今言われたように、今、温度センサーで引っかかった人はというか、そういうのを全員やっていると、かなりの人が熱があって病院に行きますから、「その体温計をどのように使うのですか」と呼ぶ者あり）そこのところは難しいところです。温度センサーで引っかかった人と普通の熱のある人との何も——もう。ですから、ある意味では病院に置いている意味があるかどうかというのも難しいところではあるんです。熱がない人も来られますけど、熱のある人はたくさん来ますからね。そういう人は全部ひっかけるのも。

ですから、どっちかといえば、面接に来られた人とか、業者とかそういう人で、患者さんとしては、かなりの人がひっかかってくるとは思います。だから、そこに対する意味というのが確かに難しいところです。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後2時08分休憩

.....

午後 2 時13分再開

- 議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 病院事業管理者（石原 得博君） 看護師さんまたは事務で対応します。
- 議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。新田議員。
- 議員（2 番 新田 健介君） 対応できるということで、お願いします。

これは非常に重要だと思うんです、本当に。ここができなかったら、さっきも言いましたように商工観光課が、道の駅に置いたってできないですよ、絶対に。

だから、やっぱり病院はしっかりとこれは管理していただいて、例えば、さっき先生に見せていただいたサーマルのやつだと、1人ずつが熱が出ていくと思うんですけど、いっぺんに来るときだってあると思いますので、そういうところもしっかりいろんなシミュレーションをして、しっかりと御対応いただきたいと思います。ここができなかったら、本当に、ほかのあとの指定管理の施設なんてできないですよ。プロがいるところでこれだったら、素人がいるところではわからないですから、そこはしっかりと管理をお願いいたします。もういいです、お答えは。

- 議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第1号から議案第3号までの質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後 2 時14分休憩

.....

午後 2 時28分再開

- 議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第1号から議案第3号までの質疑は終結しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。田中議員。

- 議員（5 番 田中 豊文君） 議案第1号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

コロナ対策自体、必要不可欠でありスピード感を持って対応すべきであることは言うまでもございませんし、給付金の制度を設けること自体に反対するものではありませんが、まず今回の予算に上げられました給付金制度は、業種や国の基準で区分するという粗削りな制度基準であると言わざるを得ません。公金を使った公共支援策である以上、抽象的なイメージではなく、個別の実態、すなわちコロナの影響度に応じた実効性のある支援策が必要と考えるものでありまして、要望に応えることももちろん大切ではありますが、公共施策としては要望に基づく主観的な施策

ではなく、合理的、客観的な理論に基づく、公平・公正なものであるべきでありまして、声の小さいところ、弱いところこそにしっかりと目を向けてこそ、公共の意味があると言えるものでありますので、もう少し慎重な調査、議論に基づく制度設計が必要であると考えますとともに、まずはその前提となります本町のコロナ対策、町民の方の支援への基本方針を明確にすることが必要であると考えられます。

特に、事業継続支援金につきましては、国の持続化給付金制度の基準をそのままこの町の制度に当てはめるといふ大ざっぱといふか乱暴な基準であるとも言えまして、地域に密着した地元ならではの心の通った施策を用意することこそ、地方自治体の取り組むべきことでありまして、今やるべきことは国の制度で支援を受けることができる人に上乘せをすることではなく、国の制度でカバーできないところについて実効性のある支援をすることだと考えております。

さらに言えば、コロナの長期化や町財政を考慮すれば、画一的な広く浅い支援を場当たりに講ずるのではなく、まずは町民の生命と財産を守るための公益的な施策を講じていくべきと考えるものであり、基本方針や長期的ビジョンが見えないままの、このコロナ対策の予算編成には反対をいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） それでは、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正、新型コロナの影響を受けたかなりの町民に手当をされたとは私は認識しております。まだこの新型コロナも全く収束しているわけではなく、第2波、第3波も予想されます。その場合、先月、多分5月の臨時議会で町長がおっしゃったと思うんですけど、今回は第3弾とすれば、第4弾、第5弾も補正で対応するとおっしゃったと認識しております。そうよね、町長。うんと言った。その場合、第4弾は多分9月の議会、第5弾は12月じゃないですか。そうですね。とういうことで、今回の補正は私としては現段階においては必要十分であると考えます。

議員各位の皆様も賛同していただきますようよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今回の補正の中の児童福祉総務費の委託料50万円は日良居保育所の民営化を見越したものと説明でした。保育所の民営化には断固反対する立場から今回の50万円の支出には反対します。

しかし、今回の補正予算の中心である1億400万円あまりの支援策は概ねにおいて賛成であり、その金額的なものにおいてこの反対理由からしても大きなものであり、それがコロナ感染に困っておられる町民の方々に役に立つ第一歩となるものであることから賛成をいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24．議案第4号

日程第25．議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第4号あらたに生じた土地の確認について及び日程第25、議案第5号字の区域の変更についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号及び第5号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第4号あらたに生じた土地の確認についてであります。

山口県が整備を行っております主要県道大島環状線道路改良事業において、横見工区の道路整備で、海岸の一部の埋立てを行ったものでございます。

友信川を境に第一区と第二区に分かれておりまして、第一区は、大島郡周防大島町大字横見字丸ばへ1603の1から同大字字友信南805の4までに沿接する県道大島環状線地先公有水面地先の埋め立てられた土地1,914.70平方メートルでございます。

第二区は、大島郡周防大島町大字横見字友信336の1に沿接する道路に沿接する県道大島環状線から同大字字平松85の11に沿接する堤に至る土地の地先公有水面地先の埋め立てられた土地2,318.87平方メートルでございます。

これらの土地が、令和2年5月11日付で公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、竣功認可されたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号字の区域の変更につきましては、議案第4号でお諮りしております新たに生じた土地について、第一区を周防大島町大字横見字丸灰に、第二区を周防大島町大字横見字浜に編入しようとするもので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第4号あらたに生じた土地の確認について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号字の区域の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第4号及び議案第5号の質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第26．議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第6号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について、を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第6号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について補足説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、不要不急の外出自粛や休業等によって深刻な影響を被っている町民の方々と大変な思いを共有したいと考え、町長、副町長及び教育長の月額給料を減額しようとするものでございます。

それでは、改正の要点を御説明いたします。

町長につきましては、給料月額から、給料月額の10分の2を3か月減じ、副町長、教育長につきましては給料月額から、給料月額の10分の1を3か月減ずるものでございます。

また、本条例は令和2年7月1日に施行し、7月、8月、9月の町長、副町長及び教育長の給料を減額するものとし、令和2年9月30日をもって効力を失うこととしております。

何卒、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 総務委員会の時間を短縮するために聞いておきます。

町長に伺います。この改正の理由今、副町長が読み上げたとおりの深刻な影響を被っている町民の方々と大変な思いを共有するというので、この改正の理由が上がっています。

実際に減額されるのは私の計算では83万8,800円が3か月、3人が減額をされるということで、大変な思いを共有するだけじゃなくて、これを財源として町民の方々への支援策に直接的に使っていくと、ただこの83万8,800円が予算に埋まっていくだけじゃなくて、埋まっていくというか薄まっていくだけじゃなくて、直接的に支援策として財源を役に立てるというふうなことはお考えなのかどうか、伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） すみません、83万あまりでは何か特別な政策を打つには非常に財源としては些少でありますので、これで何かをするというつもりは今のところありませんし、先ほどからいろいろお話が出ておりますように、第1弾が16億円、第2弾が1億3,000万円、第3弾が1億4,000万円ということでございますので、今現在のこの新コロ対策の予算というのは膨大な予算になっておるわけございまして、この83万円もその次の例えば第4弾があるとしたら、それらの中に埋もれてしまうということでもいいのかというような御趣旨ではないかと思いますが、800万円とか8,000万円なら埋れないんですが、今のところこの83万円で何か別の柱を立ててやろうというつもりはございません。

皆様方の御苦勞とその思いを共有するというつもりでございまして、それにしたらまだまだ少ないのではないのかという御指摘もあるかも分かりませんが、そういう思いでやっておるというこ

とを御理解をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） その支援策の合計からすれば（発言する者あり）83万円は些少でというのはそのとおりですが、この中の一つ一つの事業を取ってみれば、GIGAスクール構想にしても443万8,000円ですし、考えて1つの事業に充てるということであれば、決して合計と比べるとそうですが、一つ一つの事業に比べれば、この83万8,000円はそんなに安いわけではないというふうに思いますが、これ考えて私たちの給料の減額はこういうふうに行っています、この政策に充てますということを考えてそれに充てていくという、もうそのおつもりもないということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今おっしゃられたように、今回の第3号補正には当然財源として使われておりませんので、今回の補正ではそういう83万円あまりの町長ほか教育長、副町長の給与を削減した83万円がどこかに財源としてあまっているということには今現在、予算上ではなっておりません。そういうことでありますので、例えば先ほどからの話のように次期、第4号補正、またはコロナ対策の第4弾があるとすれば、それは例えば1億円であったとしてもその中の一部になるということではあるんですが、今、砂田議員さんの御指摘のようにもう少し明確にここにあっていますということを明確にしたほうがいいのではないかとこの御提言がありましたので、次の補正をやる時にはぜひともそういうことも考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今、質疑がありましたので、それに上乘せするようなことはしませんが、大変な思いを共有するというふうにあって、その中身の使途ではないという意味合いだったと思うんですが、その財源としてそれを何かに使おうということではないと思うんですが、私は今、町長の給与を20%削減するという必要はないと思っておりますので、そういう意味からこの条例改正にはちょっと理解できない。今は町長の給与、例えばこれでさっきから言われていますように大きな財源が生まれると、対策ができるというんなら話は別ですが、そうではない、気持ちの部分であるなら、ここで今コロナ対策に全力を尽くして尽力されなきゃいけない町長が、給与をカットするという必要は全くないと思っておりますが、ほかにも何か例えばこれをもって町の職員の給与削減の動機付けにするとか、町長の退職金の減額に次は結びつけるとか、何かそういう前段の第一弾としての何かそういう後々の施策、対策に向けての意図があるのかどうか、ちょっとそこを御答弁いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 副町長の補足説明のとおりでありますので、そこを十分吟味いただけた

らと思います。

○議長（荒川 政義君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、議案第6号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会へ審査を付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、議案第6号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27. 議案第7号

日程第28. 議案第8号

日程第29. 議案第9号

日程第30. 議案第10号

日程第31. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第7号周防大島町税条例等の一部改正についてから、日程第31、議案第11号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号から議案第11号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第7号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分として御承認いただいた令和2年4月1日に施行するもの以外のものについて周防大島町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、個人の町民税の非課税の範囲と所得控除を、法律改正に併せて改めるものであります。

2点目といたしましては、たばこ税の課税標準について、段階的に見直すことを、法律改正に併せて改めるものであります。

3点目といたしましては、長期譲渡所得に係る個人の住民税の特例について、低未利用土地等の譲渡に係る特例を法律改正に併せて、追加するものであります。

その他、法律、政令改正等に併せた改正や、条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、御説明をさせていただきます。

47ページ、第1条による改正、上段、条例第24条個人町民税の非課税の範囲及び47ページ中段、条例第34条の2所得控除についてですが、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加することについて、法律改正に併せて、改正するものでございます。

これは、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平感を同時に解消する措置であり、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者がこれに該当します。

47ページ下段、条例第36条の2町民税の申告については、法律改正に併せて、項ズレを整理するものでございます。

48ページ中段、条例第94条たばこ税の課税標準につきましては、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について段階的に見直すこととなり、法律等の改正に併せて、改正するものでございます。

48ページ下段、附則第3条の2延滞金の割合等の特例及び49ページ中段、附則第4条納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、法律等の改正に併せて、字句の整理等をするものでございます。

50ページ中段、附則第17条長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例及び50ページ下段、附則第17条の2優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、法律改正に併せて、改正するものでございます。

51ページ、第2条による改正、上段、条例第19条納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金及び51ページ下段、条例第20条年当たりの割合の基礎となる日数については、法律の改正に併せて、項ズレや字句の整理等を行うものであります。

52ページ上段、条例第23条町民税の納税義務者から58ページ上段、第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金までにつきましては、主に、法人税法における連結納税を廃止する改正に伴う法律の改正等による項ズレや字句の整理、項の削除等を行うものであります。

58ページ下段、条例第94条たばこの課税標準については、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について段階的に見直すものでございます。

59ページ中段、附則第3条の2延滞金の割合等の特例は、法律改正に併せて、条例の項が削

除されたことに伴い、附則を改正するものでございます。

59ページ、第3条による改正、下段、附則第4項及び60ページ上段、第5項についてですが、附則第17条長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例のところでも御説明いたしましたが、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、国民健康保険税条例でも法律改正に併せて改正が必要となったものでございます。

次に、議案第8号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に関連し、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、専決処分として御承認いただいた令和2年4月30日に施行するもの以外のものについて周防大島町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、法律改正に併せて、追加で規定するものであります。

2点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、法律改正に併せて、追加で規定するものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

62ページ上段、附則第10条読替規定及び62ページ中段、附則第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてであります。法律改正に併せて、条ズレの整理をするものでございます。

62ページ下段、附則第25条の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についてですが、文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用について、法律改正に併せて、改正をするものでございます。

62ページ最下段、附則第26条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税控除の特例についてですが、住宅ローン控除の控除期間13年間（令和3年度から令和15年度まで）の特例について、新型コロナウイルスの影響で入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、一定期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たした上で、令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となるため、この1年延長された入居期限に対応して控除期間も令和16年度まで延長する必要があるため、法律改正に併せて改正するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和3年1月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第9号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

1つ目に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営

の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号——以下「デジタル手続法」という）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、行政のデジタル化を推進するための施策として、個人番号カードの利用拡大を図るため、通知カードが廃止されたことに伴い、別表14の項の通知カードの再交付手数料の規定を削除するものでございます。

2つ目に、デジタル手続法により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が一部改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する規定が設けられたため、別表9の項及び同表11の項に、1通につき200円の交付手数料を定める規定を加えるものであります。

3つ目に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）により、住民基本台帳法が一部改正され、住民基本台帳カードの交付及び再交付を行わなくなったことに伴い、別表12の項及び同表13の項の交付手数料を削除するものであります。

最後に、別表8の項から同表11の項において、住民基本台帳法の一部改正による引用条項のズレを改めるものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第10号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に、先の国民健康保険条例と同様に国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの内容が盛り込まれたことを受け、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、新たに傷病手当金を支給することとされたことに伴い、周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明をさせていただきます。67ページをお願いいたします。

第2条の町において行う事務に、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の規定を加えるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

最後に、議案第11号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の中で、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの内容が盛り込

まれ、県内全ての市町が傷病手当金を支給することとなったことから、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明をいたします。70ページをお願いいたします。

目次中、第6条から第8条を、第6条から第8条の4に改め、第8条の次に、第8条の2から第8条の4までの3条を新たに加えるものでございます。

第8条の2第1項につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる者が、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給することを定めるものでございます。

第2項では、1日当たりの支給額について、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を、就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものでございます。

第3項は、支給期間を、その支給を始めた日から起算して1年6か月までとするものでございます。

第8条の3は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等のうち、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないことを規定しております。

第8条の4第1項につきましては、第8条の3に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給することを定めるものであり、第2項では、第1項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することを定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の2から第8条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に適用することとするものでございます。

以上が、議案第7号から議案第11号までの補足説明であります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑は、議案ごとに行いたいと思います。

議案第7号周防大島町税条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

議案第8号周防大島町税条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

議案第9号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 資料を見ると改正の理由の（1）で個人番号通知カードが廃止されるためというふうに書いてありますけど、通知カードは5月25日で既に廃止になっておりますが、ちょっとスケジュール的なものを今回廃止された後でこうして条例改正が出てきたというのはちょっと違和感があるんですが、この廃止するという案内自体、お知らせ自体も5月21日にホームページで周知されているということなんですが、この条例改正自体がもっと早い段階で改正すべきことであつたのではないかと思います、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問でございますが、通知カードの廃止の決定は令和元年5月31日に公布されたデジタル手続法によって決定されております。5月25日の件につきましては、デジタル手続法において通知カードの廃止や公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日とされております。

また、本年5月7日に公布した政令において、令和2年5月25日と定められましたので、今定例会議会に条例の一部改正の上程をいたしております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ですから、デジタル手続法が去年の5月31日に公布されて、その法律で1年以内にマイナンバー法が改正されるということが規定されているんでしょうから、もっと早めにこの条例改正も上程できたんじゃないか、上程できたというか、条例改正すべきではなかったのかということをお尋ねしたんですが、もう一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） もっと早く条例改正ができるんじゃないかというお話だろうと思いますが、一応、その政令で定める日を今回につきましては、日にちが決まってから一部改正をしたいということで、今回に諮らせていただきました。3月に、例えばやろうと思うのであれば、その政令で定める日か、交付の日か、いずれか遅い日とか、そういうふうなので施行を決めるということもできると思いますが、今回については、その交付した政令がいつ廃止になるかというのを確認してから条例改正をするということで、今回の条例を上げさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、だから、事前にその政令の施行日を、今言われたように、改正条例の施行日としてできたはずなんでしょうけど、要するに、この条例改正で、今現行を、存在しない手数料がこの条例に定められておるといような状態になっておって、これは好ましくない状態じゃないのかなと思いますが、それでも、あくまでもこれで正しいんだと言われるんかもしれませんが、できれば、できればというか、望ましいのはやはり3月議会です、実際に3月議会に事前に条例改正している自治体もありますんで、事前に3月議会なりで上程したほうが、その、空白期間じゃないけど、実際にはない条例、手数料が条例上、規定されているという期間がなくて済んだのではないかと、そのほうが私は適正な姿だ、あるべき姿だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 確かに、田中議員さんがおっしゃるように、本来であれば、3月議会に上程するのが望ましいと思っておりますが、今回につきましては、上位法がもう廃止されておりますので、上位法により改正されておりますので、業務には支障がないと、それとホームページ等で周知もさせていただいたので、それ以降は手数料のほうも発生しないということで、今回の上程をさせていただきましたが、今後につきましては、やはり早めに、わかり次第、条例制定をしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1点だけ。この自営業者の場合は、その対象になるのかどうかということと、感染した被用者への支給というふうに規定があるんですが、例えば、感染の疑いがある。それで休む場合もあると思うんですが、そういった場合は対象になるのかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） まず、事業主さんというか、個人事業主さんが対象になるかどうかと、こういうことなんです、このたびの処遇手当金、これ、後期高齢も国保も同一でございますけれども、あくまでも被保険者のうちで給与等の支払いを受けている被用者、従業員ということになっておまして、個人事業主の人は対象ではございません。

それから今回、条例上には――、すみません、後期高齢のほうには書いてないんですが、国保条例の中で書かせていただいておりますけれども、実際にコロナに感染した人または発熱等で感

染の疑いがある方というふうにかきさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第7号から議案第11号までの質疑を終結いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。次の会議は、6月23日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時20分散会
